

# もりやま障害福祉プラン 2021

(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

令和3年3月

守 山 市



## もりやま障害福祉プラン 2021 の策定に当たって

守山市では、障害福祉施策の基本計画である「障害者計画」と、障害福祉サービスや地域生活支援事業にかかる実施計画である「障害福祉計画」、障害児福祉サービスにかかる実施計画である「障害児福祉計画」を一体化した「もりやま障害福祉プラン 2018」を平成 30 年 3 月に策定しました。同プランでは、障害のある人が日常生活のあらゆる場面において、必要な支援を受けながら自立した生活を送れるとともに、障害のある人ご本人の能力が十分に発揮できるよう、支援体制の充実を図るなか、生活介護事業所やグループホームの整備促進、相談支援や就労支援、さらには医療的ケアが必要な人や重度の障害のある人への支援を充実するなど、各施策の推進に取り組んでまいりました。



一方で、国においては、障害者総合支援法および児童福祉法の改正や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、また県においても障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されるなど、障害のある人を取り巻く施策の見直しが進められました。

こうした中、「もりやま障害福祉プラン 2021」では、基本理念である「真の共生社会をめざして」を継承し、現状のニーズや事業所における実態を把握するなかで、これまでの、障害のある人の「相談支援の充実・生活支援の充実・就労支援の強化」の 3 つの重点的取組方針に新たに「サービスの質の向上と福祉人材の確保」を加え、日中活動の場や住まいの場の整備促進や相談、就労支援、さらに福祉職場における人材確保など各種施策に取り組んでまいります。

また、複雑・複合化するニーズに対応するため、庁内において重層的に支援が行えるよう体制を構築し、関係機関と連携しながら問題解決を図ってまいります。

つきましては、本プラン実現のため、今後とも市民をはじめ、事業者、各種団体の皆様方のこれまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定にあたりましてご尽力をいただきました守山市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、障害福祉に関するアンケート調査や関係団体ヒアリング、パブリックコメントなど、貴重なご意見やご提言を賜りました多くの関係者、障害のある人やそのご家族の方々、市民の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

守山市長 宮本和宏



# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	6
3. 計画推進に当たっての基本的視点	7
4. 計画の性格および期間	8
5. 計画の対象	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	10
1. 市の概況と人口の推移	10
2. 障害のある人の状況	12
3. 障害福祉サービスの現状	22
4. 団体ヒアリング調査結果	31
5. 障害者施策の課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本目標	39
2. 重点的取組方針	41
3. 施策の体系	42
第4章 基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策	43
1. ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～	43
2. 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～	51
3. 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～	61
4. 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～	66
5. 求められる支援に寄り添うために ～人材確保・育成、居場所づくりの推進～	73
6. 安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害、感染症対策の充実～	77
第5章 障害福祉計画および障害児福祉計画の推進	83
1. 計画の視点	83
2. 障害福祉サービスの見込量等	84
3. 障害福祉サービスの充実	85
4. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	93
5. 障害のある子どもを対象としたサービスの充実	102
6. 施設整備についての見込み	106
7. 令和5年度の数値目標等の設定	107
第6章 計画の推進体制	113
1. 計画の進捗状況の管理・評価	113
2. 関連する計画の推進	114
3. 関係機関・団体との連携	114
資料編	116

# 第 1 章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 国の障害福祉施策の動向

国の障害福祉施策においては、平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」の批准およびそれを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方が、近年大きく変化しています。平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正においては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

そのほか、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

また、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定や、同じく平成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正、平成 28 年には「障害者差別解消法」の施行、平成 30 年には「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年度には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の権利擁護\*、生活支援、差別解消、就労、文化芸術活動等の幅広い分野での法整備が進み、共生社会の実現に向けた取組が着実に推進されているところです。

### (2) 障害福祉サービスの動向

障害福祉サービスにおいては、平成 15 年度から従来の「措置制度\*」が「支援費制度\*」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成 18 年 4 月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、定率の利用者負担が導入されたこと等について様々な意見があり、それらに応じる所要の政省令の改正を経て、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行されることとなりました。

「障害者総合支援法」では、障害のある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについて

の選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が、理念として掲げられています。

また、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成 24 年 4 月には「児童福祉法」が一部改正され、障害児を対象とした福祉サービスの体系が見直され、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援の強化が図られました。

平成 30 年には「障害者総合支援法」に、新たに障害のある人の就労を支援するサービスとして就労定着支援と、障害のある人の安定した地域生活を支援するサービスである自立生活援助や、外出の困難な重度障害児の発達支援を目的とした居宅訪問型児童発達支援等が創設されるなど、制度の拡充が行われました。また、同じくして、障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の推進を目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人の社会参画・自己実現ができる社会づくりは、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきており、国の障害者制度の動向を考慮したうえで、さらなる障害者施策の展開が求められています。

### **(3) 各分野の動向**

---

#### **① 就労支援**

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、それにより障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が平成 24 年 6 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行されました。

平成 25 年 6 月には雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止および障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮\*の提供義務）等が規定された、「障害者雇用促進法」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。また、平成 30 年 4 月から精神障害のある人を法定雇用率\*の算定基礎に加えるなどの措置が、義務化され、障害者雇用が推進されています。

#### **② 社会参加の促進**

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に公布・施行され、その地域の特性に応じ、障害者による文化芸術活動を推進することが義務化されました。

### ③ 権利擁護

平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」が公布され、平成 24 年 10 月から施行されました。障害のある人に対する虐待は、障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立および社会参加にとって、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に対する保護および自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

平成 25 年 5 月には「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が公布され、同年 6 月から施行されました。これにより、同年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

また、平成 25 年 6 月には、「障害者差別解消法」が制定され、一部を除き平成 28 年 4 月から施行されました。この法律は、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するもので、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人に対する差別の禁止や、被害を受けた場合の救済等を目的として制定されました。さらに令和元年 10 月 1 日から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例\*」が全部施行され、この条例により行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても「障害を理由とした差別の禁止」および「合理的配慮の提供」が義務化されました。

### ④ 障害児支援

平成 16 年 12 月に「発達障害者支援法」が成立し、平成 17 年 4 月から施行されました。これによって、施行前には支援の対象外であった知的障害を伴わない発達障害も、支援の対象となりました。また、平成 22 年 12 月には「障害者自立支援法」、「児童福祉法」のなかで、発達障害が障害に含まれるものであることが明確化されました。

平成 28 年 6 月に公布、同年 8 月から施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」では、発達障害のある人の支援は切れ目なく行われること、発達障害のある人の社会的障壁を除去するために行われること、また、その意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現に資する旨が、基本理念として新たに設けられました。

平成 30 年 4 月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」が改正・施行されました。これにより、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めることも必要となっています。



## (4) 守山市の動向

---

守山市（以下「本市」という。）では、平成9年3月に「守山市障害者福祉計画」を策定し、在宅福祉サービスの充実や障害に応じた療育・教育、また、障害のある人に対する正しい理解を促進する市民啓発等に努めてきました。

さらに、福祉分野にとどまらず、保健・教育・就労・文化・レクリエーション、そしてバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、障害のある人にやさしい福祉のまちづくり等、多分野にわたる施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

平成27年3月には、「障害者基本法」および「障害者総合支援法」に基づく市の障害者施策の計画として、「もりやま障害福祉プラン2015」を策定し、国における「(第3次)障害者基本計画」の新たな施策分野である「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」に応じた施策を盛り込みました。さらに、基本理念や重点的に取り組む施策を継承した「もりやま障害福祉プラン2018」を平成30年3月に策定し、「障害のある人の相談支援の充実」「障害のある人の生活支援の充実」「障害のある人の就労支援の強化」の各施策の推進に努めました。

令和2年度をもって計画期間を終了することから、全国的な傾向と本市および湖南福祉圏域\*（草津市、栗東市、野洲市、守山市により構成する圏域をいう。以下同じ。）における地域課題や新たなニーズ、計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行い、本市におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「もりやま障害福祉プラン2021（以下「本計画」という。）」を策定します。

■ 障害者関連法等整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	<p>「障害者自立支援法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化</li> <li>・応能負担から応益負担へ 等</li> </ul> <p>国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）</p>
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	<p>「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等</li> </ul>
平成 23 年	<p>「障害者基本法」の改正・施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等</li> </ul>
平成 24 年	<p>「障害者虐待防止法」の施行（10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報義務、立入調査権を規定 等</li> </ul>
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等</li> </ul> <p>国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記</li> <li>・計画期間の短縮 等</li> </ul>
平成 26 年	<p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等</li> </ul>
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等</li> </ul> <p>「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） （一部、平成30年4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等</li> </ul> <p>「成年後見制度*利用促進法」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等</li> </ul> <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等</li> </ul>
平成 30 年	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> <p>「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の施行（4月） （10月 全面施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害の社会モデル」の考え方の定義、合理的配慮の提供等の義務化、相談・解決の仕組みの整備 等</li> </ul> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等</li> </ul>
令和元年	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等の読書環境の整備 等</li> </ul>

障害者自立支援法

障害者総合支援法

## 2. 計画の基本理念

### ～ 真の共生社会をめざして ～

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校等日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、ともに支え合う社会の実現が求められています。

人と人とのつながりにおいて、お互いが存在を認め合い配慮し、そして時には支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。

本市では、「支え手」「受け手」という固定した関係ではなく、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、各々が日々の生活における安心感と生きがいを得て、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う共生社会の構築をめざします。

また、障害者福祉の制度が拡充していくなか、さらなる包括的な支援が求められています。障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域のなかで、多様な主体の一つとして、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自立した日常生活を送ることができるよう、また、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。

さらに、障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人個人の問題として捉えるのではなく、学校や職場、地域社会等、環境との関係から生じるものと捉え、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援をめざします。

上記の取組を行うことにより、真の共生社会の実現をめざすことを、この計画の基本理念として掲げます。

## 3. 計画推進に当たっての基本的視点

### (1) 障害のある人の多様なニーズに応じた施策の展開

障害の種別やライフステージ\*に応じたニーズに適切に対応できるよう、制度間の壁を除去し、総合的、横断的な施策の展開を図ります。

### (2) 障害者差別の禁止と合理的配慮の提供

障害のある人が必要とする社会的障壁の除去について、「必要かつ合理的配慮」がされなければならないことから、障害の有無による格差を是正していくための取組を推進します。

### (3) 市民や関係機関、関係部局の連携

障害のある人に対する施策は、保健、福祉、医療、教育、雇用、生活環境、社会参加等幅広い分野にわたっています。これらの施策が相互に効果的に行われるよう、生活者としての障害のある人の視点に立ち、障害のある人の関係団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員\*、市社会福祉協議会等、多くの関係団体、関係機関、関係部局との連携を図ります。

### (4) 障害者施策と一般施策の連携

障害のある人の日々の充実した生活を支援するため、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスを補完する一般施策を充実するとともに、市民を対象とした施策の立案に当たっては、常に障害のある人に配慮し、障害のある人に対する均等な参加機会を確保した施策の実施を図ります。

### (5) 文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、ふれあいフェアの継続した実施や県スポーツ協会等関係機関と連携した各種障害者スポーツ大会への参加促進を図るなど、障害のある人の交流や社会参加の機会の創設を図ります。

### (6) 国・県・湖南福祉圏域各市との連携

障害者施策の推進のためには、国・県・湖南福祉圏域の各市との連携が必要です。こうした関係機関との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行います。

## 4. 計画の性格および期間

### (1) 計画の性格

- 本市では、「障害者基本法」に基づき障害者施策の基本理念や方針を定めた「守山市障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づき障害福祉サービスの見込量等を定めた「守山市障害福祉計画」および「児童福祉法」に基づき障害児福祉サービスの見込量等を定めた「守山市障害児福祉計画」を、「もりやま障害福祉プラン」として、一体的に策定しています。
- 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、障害者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針とするものです。
- 本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性および目標を定めたものです。
- 本計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込量等について、計画的に整備するものです。
- 本計画は、「第 5 次守山市総合計画」および地域福祉を総合的、計画的に推進するための「守山市地域福祉計画」を上位計画とし、その他個別計画や本計画に基づく発達支援システム基本方針等と連携を図りながら、より具体的な方策を示すものです。

### (2) 計画期間

本計画は、「守山市障害者計画」「守山市障害福祉計画」「守山市障害児福祉計画」の 3 計画を含むものであり、各計画の整合性を図りつつ、「守山市障害者計画」は令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間で 1 つの期間とし、「守山市障害福祉計画（第 6 期）」および「守山市障害児福祉計画（第 2 期）」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)
守山市障害者計画			前回			今回			
守山市障害福祉計画			第 5 期		第 6 期		第 7 期		
守山市障害児福祉計画			第 1 期		第 2 期		第 3 期		

## 5. 計画の対象

### (1) 障害のある人の概念

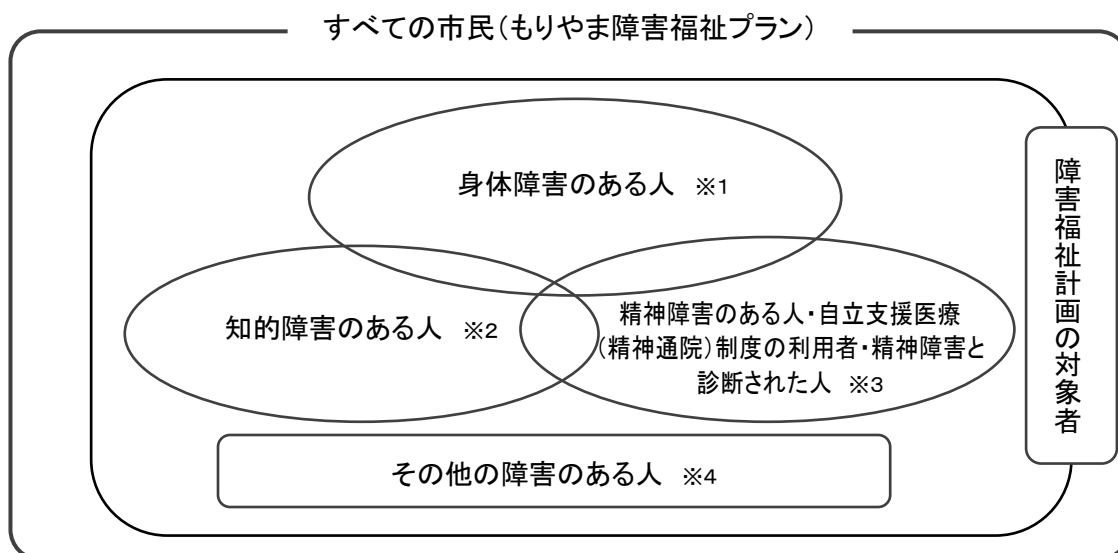
本計画における「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁\*により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

※社会的障壁：障害者基本法第2条第2号において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されている。

### (2) 計画の対象範囲

本計画に基づき推進する各種施策の対象者は、上記「(1) 障害のある人の概念」で定義する「障害のある人」とします。また、本計画に定める基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、本計画は、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。

一方、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」における障害のある人の範囲は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人です。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者ならびに更生相談所で知的障害と判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者ならびに精神障害者保健福祉手帳を持たない自立支援医療（精神通院）制度の利用者、精神障害と診断された人、その他の障害のある人が該当します。



※1、※2、※3：難病や発達障害・高次脳機能障害等で障害者手帳を持つ人を含む。

※4：難病や発達障害、高次脳機能障害等で障害者手帳を持たない人。

# 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

## 1. 市の概況と人口の推移

### (1) 市の概要

本市は、滋賀県の南東部、琵琶湖岸東南部を形成する湖南平野の中央部に位置し、南は草津市、栗東市、東は野洲市に接しており、大津湖南広域市町村圏域5市のなかで、大津市、草津市と並んで中心的都市として発展してきました。

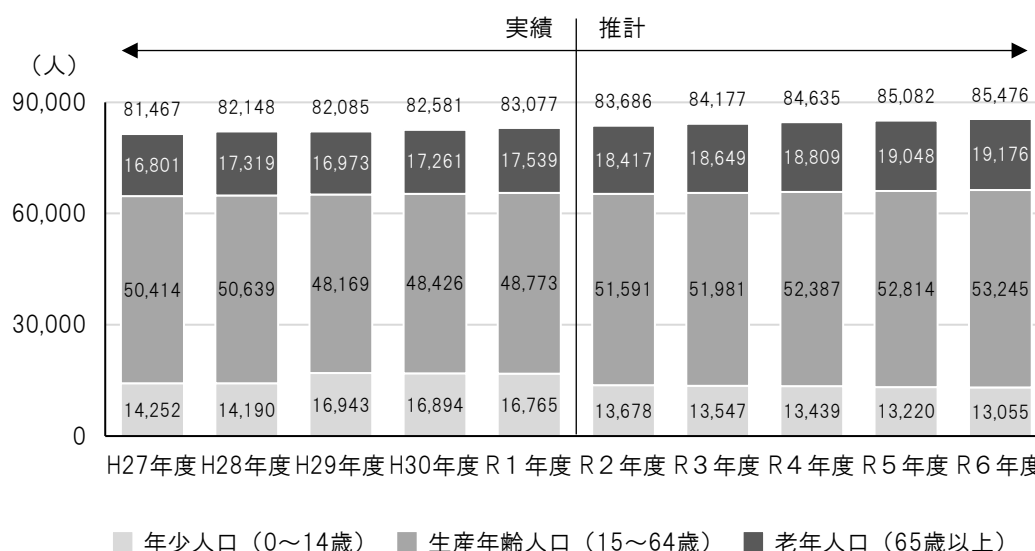
また、昭和40年代後半から、新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、近畿大都市圏のベッドタウンとして人口は現在も増加傾向にあり、令和2年3月31日現在の総人口は83,077人（住民基本台帳人口）となっています。

### (2) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和元年度末には83,077人となっています。また、年齢3区分別人口の構成比については、年少人口は微減、老年人口は増加しています。生産年齢人口については、平成29年度以降は微増で推移しています。

令和2年度以降の推計については、今後も人口が増加すると考えられ、令和6年度末には85,476人と予想されます。ただし、年齢3区分別人口の構成比については、年少人口は微減、老年人口は増加となり、少子高齢化の進行が予想されます。

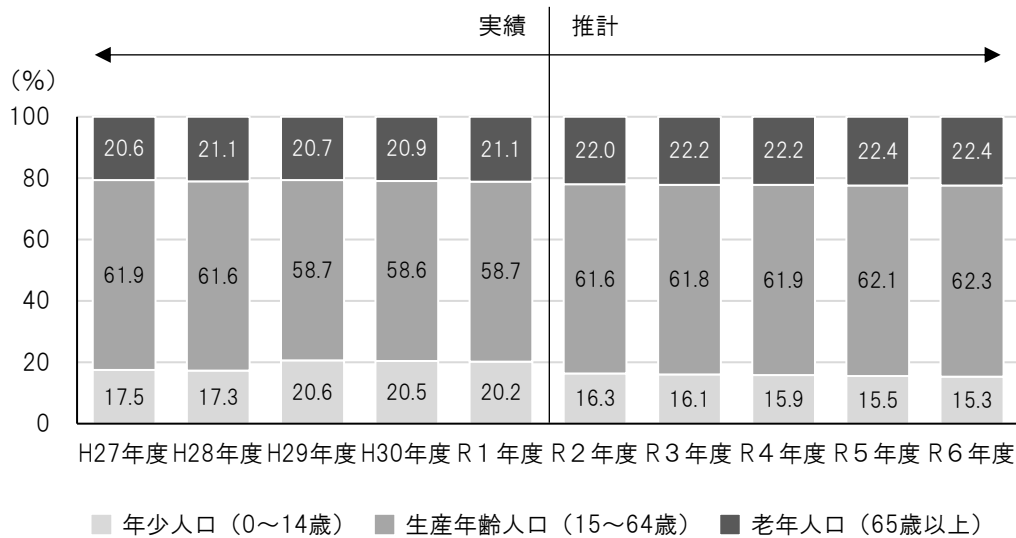
図表 1-1 人口の推移



出典：【実績】住民基本台帳（各年度末現在）

【推計】守山市人口ビジョンに基づき独自推計

図表 1-2 年齢3区分別人口の構成比の推移

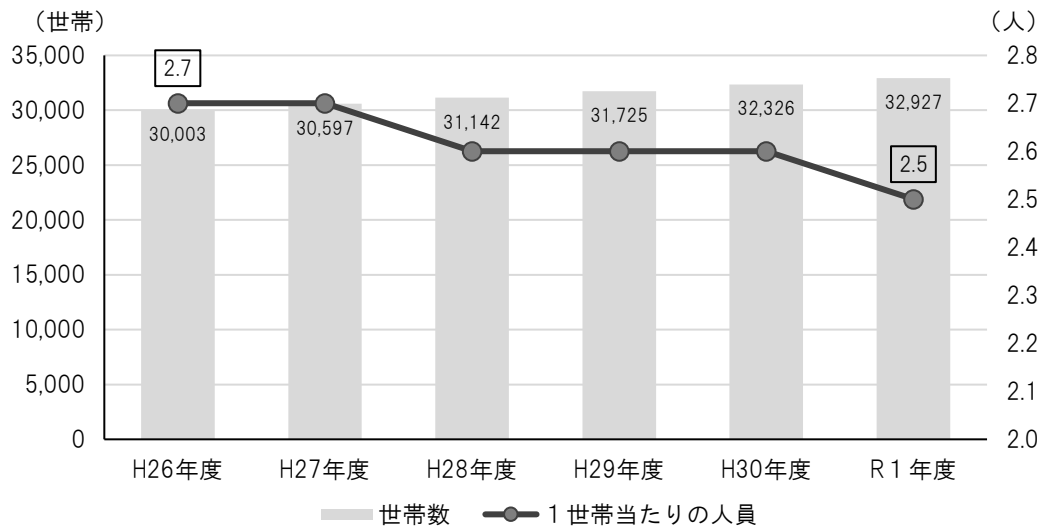


出典:【実績】住民基本台帳(各年度末現在)  
【推計】守山市人口ビジョンに基づき独自推計

### (3) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、人口増加に伴い世帯数も増加傾向にあります。しかし1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

図表 1-3 世帯数の推移



(各年度末現在)



## 2. 障害のある人の状況

### (1) 障害のある人の推移

障害のある人の数の推移を手帳所持者数でみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、それぞれ増加傾向にあります。各障害者手帳の所持者数の合計は、令和元年度末で3,705人（重複分を含む）となっています。また、平成26年度末と比べて11.6%の増加となっています。

図表 2-1 障害者手帳所持者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体障害者手帳所持者（人）	2,375	2,398	2,379	2,405	2,426	2,428
療育手帳所持者（人）	595	619	656	687	715	749
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	351	377	437	443	487	528
合計	3,321	3,394	3,472	3,535	3,628	3,705

（各年度末現在）

図表 2-2 障害者手帳所持者数の構成比の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体障害者手帳所持者（%）	71.5	70.7	68.5	68.0	66.9	65.5
療育手帳所持者（%）	17.9	18.2	18.9	19.4	19.7	20.2
精神障害者保健福祉手帳所持者（%）	10.6	11.1	12.6	12.5	13.4	14.3

（各年度末現在）

## (2) 身体障害のある人の状況

### ① 年齢別の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満では平成30年度末に微増がみられたものの減少傾向で推移し、18歳以上では増加傾向にあります。また、平成26年度末から令和元年度末では1.02倍となっています。

図表 2-3 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体障害者 手帳所持者	18歳未満(人)	96	93	88	88	89	83
	18歳以上(人)	2,279	2,305	2,291	2,317	2,337	2,345
	合計	2,375	2,398	2,379	2,405	2,426	2,428

(各年度末現在)

### ② 等級別の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「1級」が30%以上と最も高くなっています。次いで「4級」で、各年度ともに20%を超えています。

令和元年度末の「1級」と「2級」をあわせた「重度」の割合は45.26%(1,099人)となっており、身体障害者手帳所持者の半数近くを占めています。

図表 2-4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	(人)	774	782	787	788	784	770
	(%)	32.59	32.61	33.08	32.77	32.32	31.71
2級	(人)	357	356	332	327	332	329
	(%)	15.03	14.85	13.96	13.60	13.69	13.55
3級	(人)	383	372	370	370	373	383
	(%)	16.13	15.51	15.55	15.38	15.38	15.77
4級	(人)	521	519	526	534	542	551
	(%)	21.94	21.64	22.11	22.20	22.34	22.69
5級	(人)	214	232	224	238	237	229
	(%)	9.01	9.67	9.42	9.90	9.77	9.43
6級	(人)	126	137	140	148	158	166
	(%)	5.31	5.71	5.88	6.15	6.51	6.84
合計	(人)	2,375	2,398	2,379	2,405	2,426	2,428
	(%)	100	100	100	100	100	100

(各年度末現在)

### ③ 障害の種類別の推移

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「肢体不自由」が50%以上と最も高くなっています。次いで、「内部障害」が、各年度ともに約30%を占めています。

図表 2-5 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
視覚障害	(人)	150	143	130	131	127	126
	(%)	6.32	5.96	5.46	5.45	5.23	5.19
聴覚・平衡機能	(人)	162	175	186	191	202	209
	(%)	6.82	7.30	7.82	7.94	8.33	8.61
音声・言語機能	(人)	20	17	16	15	14	12
	(%)	0.84	0.71	0.67	0.62	0.58	0.49
肢体不自由	(人)	1,364	1,363	1,352	1,356	1,358	1,343
	(%)	57.43	56.84	56.83	56.38	55.98	55.31
内部障害	(人)	679	700	695	712	725	738
	(%)	28.59	29.19	29.21	29.60	29.88	30.40
合計	(人)	2,375	2,398	2,379	2,405	2,426	2,428
	(%)	100	100	100	100	100	100

(各年度末現在)

図表 2-6 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害(人)	57	34	2	10	12	11	126
聴覚・平衡機能(人)	6	61	21	51	2	68	209
音声・言語機能(人)	0	2	7	3	0	0	12
肢体不自由(人)	240	225	247	329	215	87	1,343
内部障害(人)	467	7	106	158	0	0	738
合計	770	329	383	551	229	166	2,428

(令和元年度末現在)

### (3) 知的障害のある人の状況

#### ① 年齢別の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成26年度末から令和元年度末では1.26倍となっています。年齢別の推移でみると、18歳未満はほぼ横ばいですが、18歳以上は増加傾向にあります。

図表 2-7 年齢別療育手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
療育手帳 所持者	18歳未満(人)	209	206	205	209	212	208
	18歳以上(人)	386	413	451	478	503	541
	合計	595	619	656	687	715	749

(各年度末現在)

#### ② 等級別の推移

療育手帳の等級別では、「A」(重度)、「B」(中度・軽度)ともに増加傾向にあり、令和元年度末で、Aが全体の36.4%、Bが全体の63.6%となっています。

図表 2-8 等級別療育手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
A1(最重度)	(人)	118	126	134	142	144	148
	(%)	19.83	20.36	20.43	20.67	20.14	19.76
A2(重度)	(人)	112	113	115	117	120	125
	(%)	18.82	18.26	17.53	17.03	16.78	16.69
B1(中度)	(人)	178	184	182	180	188	195
	(%)	29.92	29.73	27.74	26.20	26.29	26.03
B2(軽度)	(人)	187	196	225	248	263	281
	(%)	31.43	31.66	34.30	36.10	36.78	37.52
合計	(人)	595	619	656	687	715	749
	(%)	100	100	100	100	100	100

(各年度末現在)

図表 2-9 等級別年齢別療育手帳所持者数の推移

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 1 年度
A (重度)	18歳 未満	(人)	80	79	75	80	81	80
		(%)	13.45	12.76	11.43	11.64	11.33	10.68
	18歳 以上	(人)	150	160	174	179	183	193
		(%)	25.21	25.85	26.52	26.06	25.59	25.77
B (中・軽度)	18歳 未満	(人)	129	127	130	129	131	128
		(%)	21.68	20.52	19.82	18.78	18.32	17.09
	18歳 以上	(人)	236	253	277	299	320	348
		(%)	39.66	40.87	42.23	43.52	44.76	46.46
合 計		(人)	595	619	656	687	715	749
		(%)	100	100	100	100	100	100

(各年度末現在)

## (4) 精神障害のある人の状況

### ① 年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移をみると、18歳未満では若干増減がみられるものの、18歳以上は増加傾向となっています。また、令和元年度末の合計を平成26年度末と比較すると、1.50倍となっています。

図表 2-10 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	18歳未満(人)	7	10	18	13	19	28
	18歳以上(人)	344	367	419	430	468	500
	合計	351	377	437	443	487	528

(各年度末現在)

### ② 等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳の等級別では、1級において若干増減がみられるものの、2級・3級はいずれも増加傾向にあり、令和元年度末では「2級」の割合が57.39%と最も多くなっています。

図表 2-11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	(人)	30	40	46	42	46	45
	(%)	8.55	10.61	10.53	9.48	9.45	8.52
2級	(人)	226	229	254	256	283	303
	(%)	64.39	60.74	58.12	57.79	58.11	57.39
3級	(人)	95	108	137	145	158	180
	(%)	27.07	28.65	31.35	32.73	32.44	34.09
合計	(人)	351	377	437	443	487	528
	(%)	100	100	100	100	100	100

(各年度末現在)

### ③ 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担\*）受給者数の推移

自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移をみると、年々増加傾向にありましたが、令和元年度は微減で1,003人となっており、平成26年度末と比較すると1.23倍となっています。

図表 2-12 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受給者数（人）	816	871	918	905	1,012	1,003

（各年度末現在）

## （5）難病患者の状況

本市の難病患者の状況をみると、増加傾向にあり、令和元年度末時点では特定医療費（指定難病）受給者証交付者は508人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は123人となっています。

図表 2-13 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証交付の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
特定医療費（指定難病）受給者証交付者（人）	476	507	509	487	485	508
小児慢性特定疾病医療受給者証交付者（人）	114	109	112	125	118	123

（各年度末現在）

## (6) 障害のある子どもの就園・就学状況

本市の特別支援学級、特別支援学校、児童発達支援事業「あゆっこ教室」等の状況は以下のとおりです。

図表 2-14 特別支援学級の状況

単位：設置校数（校）／学級数（級）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	学級数	児童・生徒数
小学校	8	49	265
中学校	4	16	75
合計	12	65	340

令和2年5月1日現在

図表 2-15 言語・発達障害通級指導教室の状況

単位：設置校数（校）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	児童・生徒数
小学校	4	72
中学校	2	26
合計	6	98

令和2年5月1日現在

図表 2-16 特別支援学校在籍数

単位：人

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
盲学校	0	0	0	3	3
聾話学校	0	3	2	2	7
甲南高等養護学校				4	4
野洲養護学校		51	23	25	99
三雲養護学校		0	0	1	1
三雲養護学校石部分教室				2	2
合計	0	54	25	37	116

令和2年5月1日現在



図表 2-17 保育園における特別支援加配\*対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	423	256	242	246	1,167
在籍加配対象児数	2	8	14	16	40
加配保育士数	1	3	8	7	19

令和2年4月1日現在

図表 2-18 幼稚園における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	241	248	319	808
在籍加配対象児数	24	33	24	81
加配教諭数	13	16	13	42

令和2年4月1日現在

図表 2-19 こども園（短時部）における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	155	156	153	464
在籍加配対象児数	7	19	13	39
加配教諭数	5	9	4	18

令和2年4月1日現在

図表 2-20 こども園（長時部）における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	249	204	202	223	878
在籍加配対象児数	0	7	12	13	32
加配保育士数	0	4	4	7	15

令和2年4月1日現在

図表 2-21 児童発達支援事業「あゆっ子教室」通園児の状況

単位：人

年齢区分	遅れの程度 障害の種別	なし	境界	軽度	中度	重度	小計	合計
		5 歳児	発達遅滞	0	0	0	1	
	自閉症スペクトラム*	0	1	6	4	1	12	
	その他	0	0	0	0	0	0	
4 歳児	発達遅滞	0	0	1	3	0	4	19
	自閉症スペクトラム	1	3	9	2	0	15	
	その他	0	0	0	0	0	0	
3 歳児	発達遅滞	0	0	1	1	0	2	15
	自閉症スペクトラム	0	6	6	0	1	13	
	その他	0	0	0	0	0	0	
2 歳児	発達遅滞	0	0	0	0	0	0	7
	自閉症スペクトラム	0	5	2	0	0	7	
	その他	0	0	0	0	0	0	
1 歳児	発達遅滞	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症スペクトラム	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
合計		1	15	25	11	2	54	54

令和2年6月末現在

## (7) 障害のある人の就労状況

障害のある人の雇用の状況は以下のとおりです。

図表 2-22 障害のある人の雇用状況（滋賀県内）

区分	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	
企業数（社）	789	888	884	
雇用状況	算定対象労働者数（人）	133,561.5	140,389	140,516.5
	障害者数（人）	2,840.5	3,128	3,210.5
	雇用率（％）	2.13	2.23	2.28
雇用達成企業数（社）	479	487	492	
雇用未達成企業数（社）	310	401	392	
雇用未達成割合（％）	393	45.2	44.3	

（各年度末現在）

### 3. 障害福祉サービスの現状

#### (1) 自立支援給付

本市の訪問系、日中活動系、居住系サービス等の利用状況は以下のとおりです。多くのサービスで、令和元年度までは概ね計画値どおり、または上回る実績となっています。

##### ① 訪問系サービス

図表 3-1 訪問系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
居宅介護	人/月	計画値	108	121	136
		実績値	135	143	148
		進捗率	125.0%	118.2%	108.8%
	時間/年	計画値	20,147	22,567	25,278
		実績値	23,217	24,293	25,298
		進捗率	115.2%	107.6%	100.1%
重度 訪問介護	人/月	計画値	10	12	13
		実績値	12	12	9
		進捗率	120.0%	100.0%	69.2%
	時間/年	計画値	6,796	7,767	8,876
		実績値	8,715	8,497	6,455
		進捗率	128.2%	109.4%	72.7%
行動援護	人/月	計画値	22	25	29
		実績値	22	25	22
		進捗率	100.0%	100.0%	75.9%
	時間/年	計画値	4,453	5,163	5,987
		実績値	5,343	5,258	4,985
		進捗率	120.0%	101.8%	83.3%
同行援護	人/月	計画値	7	7	7
		実績値	11	12	10
		進捗率	157.1%	171.4%	142.9%
	時間/年	計画値	2,047	1,982	1,919
		実績値	2,446	2,668	2,223
		進捗率	119.5%	134.6%	115.9%
重度障害者等 包括支援	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	時間/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

## ② 短期入所（ショートステイ）

図表 3-2 短期入所（ショートステイ）の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
短期入所 (福祉型)	人/月	計画値	37	38	40
		実績値	54	65	46
		進捗率	145.9%	171.0%	115.0%
	人日/年※	計画値	2,122	2,188	2,256
		実績値	1,607	1,690	1,282
		進捗率	75.7%	77.2%	56.8%
短期入所 (医療型)	人/月	計画値	12	12	13
		実績値	22	21	17
		進捗率	183.3%	175.0%	130.8%
	人日/年	計画値	769	769	833
		実績値	977	913	747
		進捗率	127.0%	118.7%	89.7%

※人日/年：1年間で利用された、すべての利用者の総利用日数

## ③ 日中活動系サービス

図表 3-3 日中活動系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
生活介護	人/月	計画値	141	150	161
		実績値	148	153	157
		進捗率	105.0%	102.0%	97.5%
	人日/年	計画値	30,617	32,528	34,848
		実績値	29,807	30,210	31,310
		進捗率	97.4%	92.9%	89.8%
自立訓練 (機能訓練)	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	3	4	3
		進捗率	150.0%	200.0%	150.0%
	人日/年	計画値	420	420	420
		実績値	417	412	363
		進捗率	99.3%	98.1%	86.4%
自立訓練 (生活訓練)	人/月	計画値	7	8	8
		実績値	9	10	9
		進捗率	128.6%	125.0%	112.5%
	人日/年	計画値	1,148	1,216	1,288
		実績値	1,136	1,274	1,141
		進捗率	99.0%	104.8%	88.6%

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
就労 移行支援	人/月	計画値	19	23	27
		実績値	41	32	26
		進捗率	215.8%	139.1%	96.3%
	人日/年	計画値	4,000	4,803	5,768
		実績値	3,875	4,206	2,937
		進捗率	96.9%	87.6%	50.9%
就労継続 支援（A型）	人/月	計画値	22	24	26
		実績値	27	27	32
		進捗率	122.7%	112.5%	123.1%
	人日/年	計画値	5,027	5,454	5,919
		実績値	4,382	4,567	5,303
		進捗率	87.2%	83.7%	89.6%
就労継続 支援（B型）	人/月	計画値	177	183	189
		実績値	192	196	198
		進捗率	108.5%	107.1%	104.8%
	人日/年	計画値	36,760	37,964	39,205
		実績値	35,944	37,402	37,425
		進捗率	97.8%	98.5%	95.5%
就労定着 支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	9	13	43
		進捗率	900.0%	1300.0%	4300.0%

#### ④ 療養介護

図表 3-4 療養介護の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
療養介護	人/月	計画値	11	12	13
		実績値	10	11	10
		進捗率	90.9%	91.7%	76.9%

## ⑤ 居住系サービス

図表 3-5 居住系サービスの利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
共同生活 援助	人/月	計画値	70	85	100
		実績値	57	69	72
		進捗率	81.4%	81.2%	72.0%
施設入所 支援	人/月	計画値	32	33	33
		実績値	33	35	33
		進捗率	103.1%	106.1%	100.0%
自立生活 援助	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	2
		進捗率	0.0%	100.0%	200.0%

## ⑥ 相談支援

図表 3-6 相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
計画相談 支援	人/月	計画値	463	479	495
		実績値	345	338	449
		進捗率	74.5%	70.6%	90.7%
地域移行 支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	0
		進捗率	100.0%	100.0%	-
地域定着 支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	3
		進捗率	0.0%	100.0%	300.0%

## (2) 地域生活支援事業

本市の地域生活支援事業等の利用状況は以下のとおりです。成年後見制度利用支援事業や入浴サービス事業については利用者が増加傾向にあり、他のサービスについても、増減はあるものの概ね計画値どおりの実績となっています。

### ① 相談支援事業

図表 3-7 相談支援事業所数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
障害者相談 支援事業	か所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

### ② 成年後見制度利用支援事業

図表 3-8 成年後見制度利用支援事業の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
実利用者数	人/年	計画値	5	6	7
		実績値	4	7	9
		進捗率	80.0%	116.7%	128.6%

### ③ 意思疎通支援事業

図表 3-9 意思疎通支援事業の利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
意思疎通 支援事業	人日/年	計画値	370	390	411
		実績値	272	270	391
		進捗率	73.5%	69.2%	95.1%

### ④ 手話奉仕員養成研修事業

図表 3-10 手話奉仕員養成研修事業の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	計画値	25	26	27
		実績値	32	17	20
		進捗率	128.0%	65.4%	74.1%

## ⑤ 日常生活用具給付等事業

図表 3-11 日常生活用具給付等事業の利用件数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
介護・訓練 支援用具	件/年	計画値	6	7	8
		実績値	12	9	3
		進捗率	200.0%	128.6%	37.5%
自立生活 支援用具	件/年	計画値	22	23	24
		実績値	19	7	16
		進捗率	86.4%	30.4%	66.7%
在宅療養等 支援用具	件/年	計画値	25	27	29
		実績値	17	31	14
		進捗率	68.0%	114.8%	48.3%
情報・意思疎通 支援用具	件/年	計画値	25	25	25
		実績値	40	31	39
		進捗率	160.0%	124.0%	156.0%
排せつ管理 支援用具	件/年	計画値	1,120	1,200	1,300
		実績値	1,433	1,426	1,570
		進捗率	127.9%	118.8%	120.8%
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	計画値	3	4	5
		実績値	2	1	0
		進捗率	66.7%	25.0%	-

## ⑥ 移動支援事業

図表 3-12 移動支援事業の利用者数および利用時間

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
利用者数	人/年	計画値	111	112	113
		実績値	115	115	110
		進捗率	103.6%	102.7%	97.3%
利用時間	時間/年	計画値	7,733	7,810	7,888
		実績値	7,963	7,586	6,397.5
		進捗率	103.0%	97.1%	81.1%



## ⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

図表 3-13 地域活動支援センターの利用件数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
地域活動支援 センター機能 強化事業	件/年	計画値	1,946	1,962	1,979
		実績値	1,844	1,666	1,948
		進捗率	94.8%	84.9%	98.4%

※ I 型・II 型を合計した利用件数

## ⑧ 日中一時支援事業

図表 3-14 日中一時支援事業の利用件数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
日中一時支援 事業	件/年	計画値	5,537	5,647	5,759
		実績値	5,932	5,844	5,382
		進捗率	107.1%	103.5%	93.5%

## ⑨ 社会参加促進事業

図表 3-15 社会参加促進事業の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
スポーツ・レクリ エーション教室等 開催事業	人/年	計画値	500	525	550
		実績値	-※	-※	-※
		進捗率	-	-	-
点字・声の広報等 発行事業	人/年	計画値	288	300	312
		実績値	324	312	264
		進捗率	112.5%	104.0%	84.6%

※平成30年度・令和元年度は台風により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により「もりやまふれあいフェア」が中止となったため実績なし

## ⑩ 入浴サービス事業

図表 3-16 入浴サービス事業の利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
入浴サービス 事業	人日/年	計画値	928	1,207	1,570
		実績値	777	828	880
		進捗率	83.7%	68.6%	56.1%

### (3) 障害のある子どもへの支援

本市の障害のある子どもへの支援に関する利用状況は以下のとおりです。児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援では、利用者数が計画値を上回る実績となっています。また、障害児相談支援についても利用者数が増加傾向にあります。

#### ① 児童発達支援

図表 3-17 児童発達支援の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
児童発達支援	人/月	計画値	62	65	66
		実績値	71	69	70
		進捗率	114.5%	106.2%	106.1%
	人日/年	計画値	2,381	2,418	2,455
		実績値	2,242	2,226	2,234
		進捗率	94.2%	92.1%	91.0%
医療型児童発達支援	人/月	計画値	4	4	4
		実績値	6	3	3
		進捗率	150.0%	75.0%	75.0%
	人日/年	計画値	256	256	256
		実績値	381	159	175
		進捗率	148.8%	62.1%	68.3%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	人日/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

#### ② 放課後等デイサービス

図表 3-18 放課後等デイサービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
放課後等デイサービス	人/月	計画値	134	163	198
		実績値	172	200	210
		進捗率	128.4%	122.7%	106.1%
	人日/年	計画値	-	-	-
		実績値	22,438	27,138	29,400
		進捗率	-	-	-

### ③ 保育所等訪問支援

図表 3-19 保育所等訪問支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
保育所等 訪問支援	人/月	計画値	3	4	5
		実績値	4	6	9
		進捗率	133.3%	150.0%	180.0%

### ④ 障害児相談支援

図表 3-20 障害児相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
障害児 相談支援	人/月	計画値	203	216	229
		実績値	144	151	186
		進捗率	70.9%	69.9%	81.2%

### ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

図表 3-21 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス名	単位	進捗度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
コーディネーター 配置人数	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

## 4. 団体ヒアリング調査結果

### (1) 調査の概要

福祉現場の担い手の視点から、障害福祉サービスや障害のある人の環境をよりよくするための意見等について、関係団体にヒアリングを実施しました。

調査目的	本調査は、守山市の障害のある人等に関わる活動団体、福祉サービスの提供事業所等、各団体の現状と課題や今後の意向を把握し、守山市の障害のある人の福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。
調査対象	守山市内の障害者団体、障害福祉サービス事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所等、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政 等
調査期間	配布回収：令和2年7月22日～令和2年8月7日 聞き取り調査：令和2年9月17日～令和2年9月18日
回収状況	配布数：52件、回収数：41件、聞き取り実施団体・機関：6件

### (2) 調査結果からみる傾向

#### ① 理解・啓発について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人への市民の理解を深めるためには、インクルーシブ教育*や福祉人権教育などの、主に子ども向けの学習機会の充実と、イベントによる交流機会の増加が求められている。</li> <li>■市の広報やマスコミの啓発については、必要度がやや低いと捉えている団体が多い。</li> <li>■障害のある人の生活をよりよくするためには、まず周囲の人が障害に対する理解を深めることが大切だという意見が最も多くなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害に対する理解を深めるために、障害のある人となない人が交流できる機会を創出する。</li> <li>■障害について我が事として捉え、身近に障害のある人が暮らし、障害のある人が不自由なく、ともに暮らしていける社会をつくり上げる必要があることを啓発する。</li> </ul>

## ② 社会参加について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"><li>■障害のある人が地域や社会に参加するためには、まず参加しやすい配慮をしなければならないと考えている団体が大半である。</li><li>■障害のある人への市民の理解を深めるためには、「障害のある人が積極的に社会に進出する」の割合が3割となっている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■参加しやすい配慮に加えて、行事・活動の充実や、ボランティア等の育成などの市民主体の活動により、参加しやすい環境づくりが必要とされている。</li><li>■障害の有無に関わらず気軽に参加できるイベントや行事、教室などの数を増やしていくことが求められている。</li></ul>

## ③ 障害のある人に対する配慮について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"><li>■障害のある人に対する差別・偏見、配慮のなさを感じる機会としては、「教育の場や街中の周囲の視線といった場面」の割合が一定あることから、対策が必要と考えられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■身近に障害のある人が暮らし、障害のある人が不自由なく、ともに暮らしていける社会をつくり上げる必要があることの啓発を行うとともに、学校教育や企業における障害のある人への配慮等人権教育を充実する。</li></ul>

## ④ 相談支援について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"><li>■困りごとや問題等に関する相談内容については、将来のことが8割以上と、今後の生活等について不安を抱えている人が多いことがうかがえる結果となった。</li><li>■障害者サービスや制度に関する相談について、多くの相談が寄せられている。</li><li>■公的な相談窓口において気軽に相談できるための必要なこととして、どんな内容でもワンストップ*で相談できる窓口の設置が求められている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■窓口だけでなく、電話やFAX、電子メール、インターネットといった様々な手段で相談できる環境づくりも求められている。</li><li>■サービス事業所と行政や病院との連携を行い、相談からすぐにつなげる体制づくりが必要である。</li></ul>

## ⑤ 生活支援について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"><li>■障害のある人の生活をよりよくするために必要なことでは、周囲の障害に対する理解のほかに、外出の介助支援や、困ったときに助けてくれる支援、移動手段の充実といった、福祉サービスの充実を求める意見が多くなっている。</li><li>■団体の活動上、障害のある人のニーズに合った活動ができていないと感じる割合が3割となっている。</li><li>■移動支援のニーズが高くなっている。</li><li>■グループホームの定員よりもニーズが大幅に高くなっている。</li><li>■個人ニーズへの対応が課題。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■日中過ごす場所がないケースも増えてきており、障害のある人が気軽に行ける居場所づくりについても進める必要がある。</li><li>■個人や家庭ごとに抱える課題や環境が異なるため、それぞれにあった支援の方法を検討する必要がある。</li><li>■細かなニーズにも柔軟に対応ができる移動支援の体制の構築を進める必要がある。</li><li>■グループホームの増設や広域での利用により、ニーズに合った利用ができるような体制を整える。</li></ul>

## ⑥ 雇用・就業について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"><li>■就労のための必要な支援として、「障害特性に合った職業や雇用の拡大」が最も多く「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」や、「障害への理解を促進するための職場への働きかけ」も上位となっている。</li><li>■障害のある人に対する差別・偏見、配慮のなさを感じる機会としては、仕事や収入など就労に関する部分が最も多い。</li><li>■日常生活における相談内容として、「生活費や収入」と回答した割合は約半数。</li><li>■求人が少なくなっている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■就労支援として、企業側の努力と障害のある人が働きやすい環境の整備が求められる。</li><li>■働きたい人と企業のマッチングの機会を設け、事前に1週間程度、働く場所の雰囲気や人と慣れる期間が設けられると良い。</li><li>■学校での障害に対する接し方を、就労先との連携により情報共有することで、雇用の場の創出につなげていくことが求められる。</li><li>■行政も含め、作業所に依頼する仕事などを確保する。</li></ul>

## ⑦ 災害・緊急時の支援について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時に障害のある人へ必要な支援については、「避難所における周囲の人々の障害のある人への理解促進」が最も多く、次いで、「自力で避難ができない障害のある人がスムーズに避難できるための支援」が多くなっている。</li> <li>■避難場所での生活介助を求める割合は4割となっている。</li> <li>■情報提供や避難訓練への参加については割合が低い。</li> <li>■災害や感染症の流行などの有事の際であっても、障害に対する医療が受けられる体制の整備を望む割合は3割。</li> <li>■事業所での災害への対応力が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難支援や情報提供・避難訓練についての役割を、団体が担うには難しい側面があることも踏まえて、行政が率先して取り組んでいくことが必要と考えられる。</li> <li>■災害等を我が事と捉え、横のつながりを活かした取組が必要になる。</li> <li>■避難行動要支援者だけでなく、それぞれの障害のある人が普段どのように生活しているのかをリスト化し、有事の際には、避難所などで周囲の人も支援ができるような仕組みを検討する。</li> <li>■新型コロナウイルス対策の支援（マスクや消毒液の配布など）については継続していく。</li> </ul>

## ⑧ 障害児支援について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある子どもへ必要な支援としては、周囲の子どもへの理解促進や、障害の早期発見・早期治療ができる医療提供体制の整備、特別支援学級や特別支援学校の充実、インクルーシブ教育の推進などが上位に挙がっている。</li> <li>■乳幼児期の子どもに対する発達支援体制の整備を望む割合は、約3割となっている。</li> <li>■日常生活における困りごとの相談内容として、教育や進路等を挙げた割合が約半数となっている。</li> <li>■学習期に必要な専門的なアプローチが、相談支援ではできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害に対する理解や医療、療育・インクルーシブ教育など学校教育の充実なども含め、多方面にわたった取組が求められている。</li> <li>■障害のある子どもに対して、継続した医療を受けられるよう、情報共有が求められる。</li> <li>■放課後等デイサービスだけでなく、学校に行けない、障がいのある子どもの居場所づくりを今後進めていく必要がある。</li> <li>■障害のある子どものいる家庭に対しての支援も、今後必要である。</li> </ul>

## ⑨ 保健・医療について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人が適切に医療を受けるために必要な支援としては、身近に医療が受けられる施設や、往診などの体制の整備が最も多く、次いで、様態が急変した時など緊急時に医療が受けられる施設や体制の整備と、障害福祉関係団体と医療機関の連携の強化が求められている。</li> <li>■医療施設については、守山市は充実しており、専門的な医療を受けることなども可能である。</li> <li>■災害時に障害のある人へ必要な支援について、避難場所で適切な治療が受けられる医療提供体制を望む割合が2割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療については現時点でも、充実しているため、今後はこの体制を維持するとともに、障害のある人が気軽に病院に行くことができる環境づくりとして、医療従事者への啓発や移動支援を充実する必要がある。</li> <li>■災害時に医療提供もできるような福祉避難所*が整備できると良い。</li> </ul>

## ⑩ 地域活動について

現状・課題	今後求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■団体が活動するうえで困っていることでは、「財源の確保」が最も多い。次いで、「時間的な負担や新規人員等の加入が少ない」であり、団体の活動資金と人材において厳しい状態であると推察できる。</li> <li>■活動に必要な情報や情報発信、各団体との連携などについては、活動上困っている順位としては低い傾向にある。</li> <li>■団体間の連携については、団体同士に委ねられている部分があるが、行政が声をかけて連携する機会を作ってもらいたいという声が多くある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動するうえで行政に支援してほしいことでは、活動資金や担い手確保に関する項目が多く、「専門的な知識を得るための勉強会や研修の実施」も高い割合となっており、既存の担い手の質の向上を図りたいという各団体の意向がうかがえる。</li> <li>■人材の確保が難しく、専門的な知識等を要する人材が不足しているケースもあるため、資格を取るための研修や勉強会などができると良い。</li> <li>■団体間で連携を図れる機会の創出について、どのような形式で集まるのかも含め検討する。</li> </ul>



## 5. 障害者施策の課題

### 課題 1 地域で支え合える生活に向けた施策の展開

障害のある人もない人も、ともに支え合いながら暮らしていくためには、日頃の地域でのつながりが重要となります。令和2年1月に実施した障害のある人へのアンケート調査では、地域とのつながりについて、身体障害のある人の約半数は用事を頼めたり、世間話をしたりする程度の付き合いがあるのに対し、知的障害や、精神障害のある人は約20%しか地域での付き合いができていないという結果が出ています。

また、障害のある人が地域生活をおくるためには、周囲の障害に対する理解を促進することが重要であり、以前に比べると障害への理解は進んでいるものの、依然として理解不足による差別や偏見、疎外感を感じる人もいます。

障害の有無に関わらず、一人ひとりが社会の構成員として、地域で暮らしていくためには、今後も障害のある人が日常的に地域で交流する機会の創出等に継続的に取り組むとともに、障害に対する正しい理解を引き続き促進していくことが必要です。

### 課題 2 関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化

障害のある人が地域で安心して生活するためには、医療や住まい、進学や就労等、多くの困りごとに総合的に対応できる窓口を充実することが必要です。

障害のある人へのアンケート調査では、大半の人が相談先として家族を挙げており、ほかには病院の主治医、看護師、相談担当者や、福祉施設・福祉サービス事業所等、相談内容によって様々な窓口が挙げられています。また、普段どのような情報が必要かについては、多くの人が必要に応じて相談できる様々な窓口としており、日常の困りごとについて相談できる窓口の充実や総合的かつ専門的な支援が可能となる地域生活支援拠点の整備および機能強化が求められています。

さらに、団体間での連携については、特定の団体間のみでやり取りをしている部分もあり、放課後等デイサービスなどは事業所単位で活動しているケースもあるため、団体間で情報共有や、交流などを持てるような機会の創出が求められています。

今後においても、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を促進するとともに、権利擁護等の生活に関わる支援と、虐待の未然防止や早期発見への迅速な対応ができるよう、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

### 課題3 就労支援等の自立に向けた施策の展開

---

障害のある人が地域で経済的に自立した生活を送るためには、障害のある人が安心して働き、一人で暮らす能力を身に付けることができる環境の整備が重要です。

アンケート調査では、働くために周りの人から気を配ってほしいこととして、自分自身の心理的な要因（不安・消極的など）の解消や、事業主の理解が必要という結果が出ています。特に精神障害のある人は上記の傾向が強く、半数近くの人が上記の配慮が必要だと感じています。また知的障害のある人については、上記のほかにも、専門的な支援員の配置を求める声も多くなっています。

さらに、働く前に企業と障害のある人がお互いを知る機会などが少なく、就労が継続しないケースもあります。事前に職場体験等を行い、職場の雰囲気を知ることで徐々に働くことに慣れていくような仕組みも必要です。

今後は、企業への障害者雇用の促進を図るとともに、就労移行支援や就労定着支援サービスを積極的に利用することにより、雇用の促進と就労定着に取り組んでいくことが重要です。

また、企業の障害者理解を促進し、障害のある人の経済的な自立に寄与するだけでなく、一人ひとりの持つ能力が最大限に発揮できる働く場（活動の場）を充実させることが必要です。

### 課題4 障害児に対する支援施策の展開

---

生涯を通じて、障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでの支援体制の整備が必要であり、特に乳幼児期から青年期の支援は、その後の成長過程にも大きく影響を及ぼすため重要となります。

アンケート調査では、障害のある子どもへの支援として、専門的な指導や、ほかの児童・生徒との関係づくり、職員の理解などを求める声が多いという結果が出ています。また、特に支援が必要な児童に対しては、個々のニーズに応じた学習指導の充実や保護者に対する相談支援が求められています。

障害のある子どもの保護者についても、誰にも相談できずに悩みや不安を抱え込んでしまうケースもあります。それを防ぐためにも、保護者に対する支援も並行して充実させる必要があります。

さらに、教育についてもインクルーシブ教育など、障害の有無によらない教育環境をつくっていくことや、不登校の子どもの居場所づくりなど、十分に学習ができる環境整備を図ることも重要です。

将来を見据え、早期から一人ひとりの特性に応じた適切な療育と教育を充実させるためには、関係機関と連携を図りつつ、障害のある児童・生徒の基本的な生活能力の向上や将来の社会参加につなげていくためのきめ細やかな教育環境づくりに取り組むことが重要です。

## 課題 5 人材確保・育成、居場所づくりの推進

---

障害のある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。

障害のある人へのアンケート調査では、グループホームやショートステイなどの居住系サービスが、ニーズに対して定員数が足りていないことや、日中活動の場等が不足しており、将来の不安を感じているという声もあり、実際に施設における支援員の不足も慢性化している状況があります。

それらの解消のためにも、福祉施設の人材の確保を図っていく必要があります。

また、園や学校等で生活を送るうえでは、「専門的な指導」や「個々のニーズに応じた学習指導の充実」を求める意見が最も多く、障害に関する専門的指導員などを育成していくことが必要です。

## 課題 6 災害・緊急時等に強いまちづくりの推進

---

近年大型の災害が頻発しており、全国的に災害に対する意識が高くなっています。今後は障害の有無に関わらず、すべての人が身の危険を感じることなく、安心して暮らせる環境・体制づくりをより充実することが求められます。

障害のある人へのアンケート調査では、災害時に避難所がわからない知的障害のある人や、避難所がわかっても行くことができない身体障害のある人が多く見受けられます。

また、避難所における生活や支援で不安なこととして、環境の変化にうまく対応できないことや、投薬や治療を受けることが難しいこと、障害者対応の避難所の設置がないことが挙げられています。

さらに、災害等の有事の際は、市民、医療・福祉等関係機関、行政等、様々な団体の横の連携が求められるため、日頃から災害時に備えた連携を取っておくことや、障害のある人が自ら、地域と交流を持ちながら、災害時に必要な支援を受けられることができる関係をつくっていく必要があるとともに、災害やその他の緊急時においては、適切に情報が伝達され、安全・安心が確保されるよう、さらなる防災対策に取り組むことが重要です。

加えて、令和2年度には新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、福祉の現場においても多大な影響を与えました。新しい生活様式を踏まえながら、感染拡大防止に配慮をしつつ、新たなサービスのあり方などについても検討する必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本目標

### (1) ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

すべての市民がともに理解し合い、支え合い、高め合う真の共生社会を築くためには、それぞれの障害特性および障害のある人に対する正しい理解と認識、配慮が必要です。

そのため、障害のある人もない人も、互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し、認め合うための障害に対する理解促進と人権意識の向上や、障害のある人が住み慣れた地域で、地域との関わりを持ちながら、いきいきと生活していくための、包括的な支援体制の構築に向けて取組を進めます。

また、障害のある人の積極的な社会参加を支援するため、コミュニケーション支援事業やスポーツ・レクリエーション等の様々な活動への参加を推進します。

### (2) 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～

障害のある人が自分の住む地域でいきいきと暮らすためには、周囲の理解に加え、必要な時に支援が受けられる体制や、必要な情報が入手できる環境、充実した相談体制が必要となります。福祉サービス事業所や相談支援事業所等の関係機関相互の連携を今後さらに深めていき、支援が必要な人、情報が必要な人、相談をしたい人を広く支えることができるまちづくりに取り組みます。

また、今後は医療とのさらなる連携や、障害福祉にとどまらない複雑・多様化した課題等に対応できる「重層的支援」を行うための体制の構築を進めます。

### (3) 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

障害のある人の地域での自立した生活を支えるためには、地域の福祉、教育、企業等が連携し、障害のある人が自己の能力を発揮できるよう、雇用・就労機会の創出や就労に向けた訓練の充実を図る必要があります。

また、雇い主となる企業・事業者に対しても、障害のある人のそれぞれの特性を理解し、個々の能力を活かした働き方ができるよう、啓発や研修の機会を設けるなどの支援を行います。

## **(4) 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～**

---

障害のある子どもの発達レベル、障害の状態は様々であり、療育・教育に対するニーズも様々です。子どもの発達段階において、乳幼児期から青年期は信頼感の構築やアイデンティティの確立等、特に重要な時期であり、障害のある子どもの健やかな発達を最大限確保するためには、一人ひとりの障害特性やニーズに合った支援を継続して提供していくことが必要です。

障害のある子どもが社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活を送ることができるよう、適切な療育および教育の充実を図るとともに、生涯にわたり一貫した効果的な支援を受けられる体制の整備を推進します。

## **(5) 求められる支援に寄り添うために ～人材確保・育成、居場所づくりの推進～**

---

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、福祉サービスの充実と日中活動の場や住まいの場の確保が欠かせません。そのためには、福祉人材の確保と育成が不可欠であり、効率的なサービス提供体制を構築するとともに、新たな人材の発掘と育成の強化を進めます。

また、居場所づくりについては、他市からの利用、他市での利用もあることから、湖南福祉圏域の市がさらに連携を図り、面的に整備を行っていきます。

## **(6) 安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害、感染症対策の充実～**

---

近年、地震をはじめとし、台風や豪雨など大きな自然災害による被害が全国的に増加しています。障害のある人は、災害時に一人で避難することが困難なケースも多く、避難後の生活にも不安が多いことから、いつ起こるかわからない災害への備えを十分にしておく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症により、福祉サービスの提供を受けることが困難になっている人々も出てきていることから、コロナ禍でも安心して福祉サービスを受けることができる環境づくりや、感染症対策の徹底を図ります。

さらに、市民一人ひとりが住み慣れた地域で快適に暮らしていくためには、生活環境の充実を図る必要があり、障害のある人が地域で安全・安心に暮らせるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進します。

## 2. 重点的取組方針

### 重点的取組方針Ⅰ 障害のある人の相談支援の充実

障害のある人が地域のなかで不安を感じることなく生活していくためには、必要なときに必要な相談を受けられる環境が整備されていることが重要です。

本市では、平成 28 年に基幹相談支援センターの機能を備えた「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」を設置し、障害のある人の抱える課題に寄り添い、その解決や適切なサービス利用に向けて、各相談支援事業所と連携しながら、きめ細かな支援を進めています。

今後も、相談支援事業者やサービス提供事業者のネットワークを強化するとともに、対応が難しい相談事例や地域課題の解決に向け、市自立支援協議会\*の機能強化を図ります。

### 重点的取組方針Ⅱ 障害のある人の生活支援の充実

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が地域で自立した生活を送るために、安心して過ごせる場の充実を図り、生活を支援します。

また、障害のある人が望む多様な生活の支援を行うため、本市および湖南福祉圏域で、医療的ケア\*が必要な人や個別支援が必要な重度の障害のある人にも対応できる住まいの場の整備について検討を進めます。あわせて、圏域内で不足している日中活動の場や自己実現を図るための活動の場、交流機会の整備についても検討します。

### 重点的取組方針Ⅲ 障害のある人の就労支援の強化

就労は、生活していくための収入を得るだけでなく、生きがいにつながる重要な意味を持っています。この点からも、障害のある人が地域で安心して暮らしていくうえで、就労できる環境を整備することは重要です。

障害のある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性にあわせた就労支援を行うために、「障害者就業・生活支援センター（湖南地域働き・暮らし応援センター\*）」を中心に、関係機関とさらに連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障害のある人の雇用の促進、啓発活動の充実などを図ります。

### 重点的取組方針Ⅳ 障害福祉サービスの質の向上と福祉人材の確保

よりよい福祉サービスを提供するには、十分な数の担い手の確保と、資質向上が欠かせません。特に、福祉人材の確保は全国的にも課題となっており、人材確保や人材育成に当たっては、市と事業者だけでなく、近隣の大学や県とも連携し、人材確保を図るとともに障害特性に応じた支援策の検討等により、質の高いサービス提供の維持に努めます。

※次の第4章において「重点Ⅰ～Ⅳ」は、それぞれ重点的取組方針を示しています。

### 3. 施策の体系

基本理念

～ 真の共生社会をめざして ～

重点的取組方針の内容

- I 障害のある人の相談支援の充実
- II 障害のある人の生活支援の充実
- III 障害のある人の就労支援の強化
- IV 障害福祉サービスの質の向上と福祉人材の確保

理念実現に向けた基本目標

目標達成のための具体的な対応策

**1**  
ともに理解し合い、支え合い、  
高め合うために  
～地域で支え合える生活に向けた  
施策の展開～

- (1) 人権意識の向上と心のバリアフリー化の推進
- (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進
- (3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進
- (4) 地域福祉の視点に立った活動の推進
- (5) 障害や依存症等に関する協力体制や理解促進

**2**  
住み慣れた地域で健やかにいき  
いきと暮らすために  
～関係機関等との連携や情報提  
供(相談)体制の強化～

- (1) 地域における自立生活支援の推進
- (2) 安心して生活できる仕組みづくりの推進
- (3) 障害のある人の包括的な支援体制の推進
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 障害のある人に対する虐待の防止
- (6) 保健・医療の充実

**3**  
自己の能力を活かし、自立した  
生活をめざすために  
～就労支援等の自立に向けた  
施策の展開～

- (1) 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進
- (2) 障害のある人の就労支援と場の拡大
- (3) 福祉サービスを利用した障害のある人の雇用促進

**4**  
子どもの健やかな発達のために  
～障害児に対する支援策の展開～

- (1) 保育・教育における支援体制の充実
- (2) 発達障害のある児童に対する支援体制の充実
- (3) 学校教育・社会教育の充実

**5**  
求められる支援に寄り添うために  
～人材確保・育成、居場所づくりの  
推進～

- (1) 質の高い福祉サービスの充実・提供
- (2) 日中活動の場や住まいの場等の整備促進
- (3) 福祉人材の確保・育成

**6**  
安全・安心なまちづくりのために  
～生活環境・災害、感染症対策の  
充実～

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
- (2) 災害、感染症対策の充実
- (3) 移動・交通手段の充実
- (4) 消費者保護の推進

# 第4章 基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策

## 1. ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

### 施策の方針

障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支え合い、高め合う共生社会を築くためには、障害の有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が求められます。

本市では引き続き、障害への正しい理解促進に努めることで、障害の有無に関わらず地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員としてともに生き、互いが個人として尊重し合う「人権文化」の根付いた地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

### 具体的な対応策

#### (1) 人権意識の向上と心のバリアフリー化の推進

障害を理由とする不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受けることで、日常生活や社会生活に制約が生じることは「基本的人権」に関わる問題です。平成28年施行の「障害者差別解消法」を踏まえて、本市では「差別の禁止」については障害のある人だけでなく、すべての市民に関わる問題として認識し、差別解消に向けた取組を推進しています。

今後も、市民一人ひとりが、障害および障害のある人への正しい理解を深め、人権を相互に認め合う、人権意識の高い地域づくりに取り組みます。

施策項目	取組	関係課
①障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○市ホームページや広報紙「広報もりやま」、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動を引き続き実施する。</li><li>○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。</li><li>○福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。</li><li>○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。</li><li>○障害者週間*にあわせ、市広報や街頭啓発等により周知を図る。</li></ul>	障害福祉課



施策項目	取組	関係課
② 民生委員・児童委員の自主研修活動への支援や研修の実施	○市社会福祉協議会と連携し、障害のある人への正しい理解や認識をさらに深めるための、民生委員・児童委員の自主研修を支援するとともに、障害者福祉に関する研修機会の充実を図り、地域での相談体制の充実をめざす。	障害福祉課 健康福祉政策課
③ まちづくり人権教育推進協議会活動の推進	○引き続き、自治会人権・同和問題学習会の開催を通じて、「障害者差別解消法」や障害のある人について理解の促進を図る。	人権政策課
④ 障害を理由とする差別の解消の推進	○「障害者差別解消法」および「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について、市広報等により周知を図る。 ○差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集および市自立支援協議会等へ情報提供等、解消に向けて取り組む。	障害福祉課
⑤ 市職員の障害福祉に関する行事、イベント等への参加	○市職員の障害福祉に関する意識を高めるため、研修等を継続的に実施する。 ○障害福祉に関する行事、イベント、研修会等への積極的な参加を促進する。	人事課 人権政策課

## (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進

障害の特性に応じたわかりやすい情報提供は重要であり、特に、視覚障害・聴覚障害のある人等、情報の入手が困難な人に対して、容易に情報入手やコミュニケーションがとれる環境づくりが必要です。また、災害発生時等緊急時には、障害のある人も含めた、すべての市民の安全を守る情報伝達体制を整備することや、選挙時には、投票機会の確保をはじめ、選挙に関する情報を提供することなど、合理的配慮の提供が求められます。

障害のある人が行政情報等の多様な情報に接することで、自立生活や社会参加の活動の幅を広げられるよう、コミュニケーション手段の充実として情報通信技術（ICT）の活用の推進や、障害福祉サービスのスムーズな利用の支援として、市をはじめ関係機関、事業者等から正確かつ迅速に情報が届くよう、情報提供体制の整備を図ります。

施策項目	取組	関係課
① 障害福祉サービス等の情報提供の充実	○障害福祉サービスの案内冊子「もりやまの障害福祉のしおり」や市ホームページ、広報紙「広報もりやま」等において、障害福祉サービス等に関する最新情報の提供に努める。 ○法改正等については、制度の変更点や仕組み等のわかりやすい情報提供に努める。 ○障害者のための国際シンボルマーク*、ヘルプマーク*（ヘルプカード）、耳マーク*等障害のある人に関する各種のマークについて、周知・啓発を図る。	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
②「声の広報」「点字広報」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、利用者の参画を受けながら、ごみカレンダーやバス時刻表などの日常生活に必要な情報なども検討し、内容の充実や提供手段の拡充を図る。</li> <li>○「広報もりやま」に事業内容を掲載するなど、希望される方に情報が提供されるよう取り組む。</li> </ul>	障害福祉課
③情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話・スマートフォンから利用できる聴覚障害者メール中継サービス*や、外出先での119番通報に対応した「NET119緊急通報システム*」等の情報伝達サービスを広く周知し、推進する。</li> <li>○市ホームページや電子メール、携帯電話やスマートフォン（タブレット）等の情報通信技術（ICT）による情報提供を充実する。</li> <li>○ICT技術の進化に応じた有事の際の避難等も考慮した情報伝達ネットワークシステムについて検討する。</li> </ul>	障害福祉課
④コミュニケーション支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障害・視覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業等を行う。</li> <li>○行事等の主催者に対し、意思疎通を図ることに支障がある人への配慮について啓発する。</li> <li>○聴覚、視覚ともに障害のある盲ろう者向け通訳・介助員派遣を引き続き実施する。</li> <li>○聴覚に障害のある人に対し、必要に応じてタブレット端末等を利用した遠隔での手話通訳による支援を行う。</li> </ul>	障害福祉課
⑤手話通訳者の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者登録者の確保および養成の推進に向け、手話講座を引き続き開催し、市単独実施のメリットを活かした、より参加しやすい講座運営に努める。また、手話講座等の受講者の拡大を図る。</li> <li>○手話講座等の開催による奉仕員から手話通訳者登録につながるよう、手話講座受講後の受講生の支援を行う。</li> <li>○講座参加者へ案内等を行うことにより、手話サークルとの連携を深めるよう努める。</li> </ul>	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
⑥要約筆記者の周知と利用促進	○要約筆記者を十分活用してもらえよう要約筆記者派遣事業の広報・PRを行う。	障害福祉課
⑦点訳ボランティアの実施	○市社会福祉協議会の点訳ボランティアの周知を図り、「点字」に関する事案については必ず当該協議会へつなげることを徹底し、登録されているボランティア団体を通じて、点訳の提供を行う。	障害福祉課 健康福祉政策課

### (3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害の有無に関係なく、すべての市民がともに支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす真の共生社会の実現のためには、障害のある人について、市民が正しく認識し理解するとともに、相互のふれあいや交流機会を積極的に設けることが求められます。

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の文化芸術活動の一層の充実が期待されています。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて、全国的にパラスポーツ活動も広がっています。文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加は、障害のある人の社会参加を促進するうえで重要であり、さらには交流機会として有効であり、障害のある人にとって充実感や生きがいを感じることもつながります。障害のある人の生活の質の向上や、ゆとりや潤いのある生活を送ることができるように、また、障害のある人同士や市民との交流、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供、読書環境の整備など、障害の特性に応じた合理的配慮を図りながら、社会参加の機会の確保に努めます。

施策項目	取組	関係課
①障害のある人の居場所づくり	○市内公共施設等を活用し、障害のある人が憩うことのできる居場所づくりを推進する。 ○障害のある人の家族が参画する福祉団体への支援を通じて、家族間の交流や居場所づくりを促進し、当事者家族への支援の充実を図る。 ○「メンタルスマイル」や「さざなみの会」が運営するサロンの継続と充実を図るため、ボランティアなどの人材確保や育成に取り組む。	障害福祉課
②地域行事への参加	○「合理的配慮」の周知・啓発を行い、祭りや運動会等の地域の行事に、障害のある人が参加しやすくなるよう支援を行う。 ○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用し、自治会事業における交流機会の充実を図る。	障害福祉課 市民協働課

施策項目	取組	関係課
③ 交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民が、障害のある人とふれあい、それをきっかけとして障害のある人への理解が深められるように、「もりやまふれあいフェア」等の交流イベントを見直しながら継続的に実施する。</li> <li>○市内施設事業所の自主製品の展示・販売、創作活動、文化芸能発表、講演会、スタンプラリー等により、障害のある人の活動の場を広げる。</li> <li>○他行事との連携や障害者スポーツ等を体験できる機会を設けるなど、イベント等への参加者の拡大を図る。</li> <li>○各種関係団体、機関、ボランティア等の協力のもと、既存交流イベント等の内容の充実を図る。</li> </ul>	障害福祉課
④ 各種講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害についての理解を広めるため、市広報や市ホームページ、「もりやまふれあいフェア」等のイベントにおいても、広報・啓発活動を引き続き実施する。また、近隣市と連携する中、理解促進のための講座を実施する。</li> <li>○地域社会全体に発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課
⑤ 障害者スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関、団体等と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援する。</li> <li>○活動成果の発表と交流の場として、障害者スポーツ大会等への参加を促進する。</li> <li>○障害者スポーツ大会等の周知をすることで、スポーツ活動を推進し、障害のある人の健康の増進を図る。</li> <li>○障害者スポーツ（パラリンピック、デフリンピック等）の競技の紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、障害のある人への理解と交流を図る。</li> </ul>	障害福祉課 文化・スポーツ課
⑥ 文化・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が参加しやすく、気軽に文化芸術などに親しめるよう、関係課で連携強化を図り、レクリエーション活動、文化事業、読書環境整備などを進める。また、受動的な取組とならないよう注意し、主体的に参加できる取組に努める。</li> <li>○障害のある人も気軽に文化芸術に親しめるよう、各方面からの意見を取り入れて文化事業を進める。</li> <li>○障害のある人の文化活動を支援するため、滋賀県等が提唱する障害のある人の芸術活動を支援する。</li> </ul>	障害福祉課 文化・スポーツ課

#### (4) 地域福祉の視点に立った活動の推進

地域福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、社会をつくり上げ支えていくのは、その地域に暮らすすべての市民です。

本市は、自治会の加入率が高く、地域のつながりが強いという特徴があります。今後は、この特徴を活かし障害のある人、高齢者、子ども等すべての市民が、手をたずさえて生活できる地域共生社会の実現に向けた取組を、さらに推進していくことが重要です。

その人らしく安心して充実した生活が送れるよう、地域の様々な課題を我が事として捉え、その課題を地域のなかで解決していけるよう、互いに助け合うことができる地域共生社会をめざします。

施策項目	取組	関係課
①ボランティア活動への支援	○市社会福祉協議会と連携し、気軽にボランティア活動に参加してもらえるよう、ボランティア情報の共有とニーズ調整、活動の場の提供等の支援を図る。	障害福祉課 健康福祉政策課
②住民参加型福祉活動への支援	○地域住民による非営利活動団体等の育成と、その活動に対する支援を図る。 ○市民提案型まちづくり支援事業への応募に対し、審査のうえ、助成を行う。	市民協働課
③福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	○相談先としての民生委員・児童委員等の周知を図る。 ○障害者相談員、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の活動の連携を強化し、障害のある人等、地域で支援が必要な人の状況と福祉ニーズの把握を継続して行う。	障害福祉課 健康福祉政策課
④地域での助け合い活動の推進	○地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等が連携・協力し、地域による助け合い活動を促進する。 ○避難行動要支援者支援制度の推進や、「見守り活動支援制度」の周知と活用を図り、障害のある人などに対する声かけや見守り等の地域における支援活動を促進する。	健康福祉政策課

## (5) 障害や依存症等に関する協力体制や理解促進

近年では発達障害についての研究が進んでいるものの、市民の理解はまだまだ十分とはいえ、多様な障害に対して一層理解を促すとともに、障害のある人やその保護者への手厚い支援ができる環境をつくることが求められます。

また、平成 30 年 10 月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル等依存症やアルコール・薬物等に対する依存症についての取組の推進が求められています。

施策項目	取組	関係課
<p>① 障害理解を深めるための各種講座等の充実</p> <p style="text-align: center;"><b>重点Ⅱ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者週間に合わせた啓発について、市広報等により周知を図り、街頭啓発等を行う。</li> <li>○世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にあわせた啓発について、市広報等により周知を図る。</li> <li>○市広報、市ホームページ等において発達障害についての理解を広め・深めるため、啓発・広報活動を引き続き実施する。</li> <li>○障害のある人もない人もともにふれあい、学べるような内容も考慮した取組を充実する。</li> <li>○視覚障害や聴覚障害等、それぞれの障害にあった内容の学習の機会の提供を図る。</li> <li>○障害のある人の作品を展示する等、公民館への来館の機会の拡大を図る。</li> <li>○障害のある人に講師をしていただくなど、ともに学べる講座の開催を図る。</li> <li>○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。（再掲）</li> <li>○福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。（再掲）</li> <li>○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。（再掲）</li> <li>○地域社会全体に、発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。（再掲）</li> </ul>	<p>障害福祉課 発達支援課 社会教育課</p>

施策項目	取組	関係課
②障害のある人の理解を深める福祉教育の推進	<p>○総合的な学習*の時間等を活用し、小・中学校において、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害について正しい理解や認識を育てる教育を進め、ユニバーサルデザインの社会づくりについての意識を育てる。</p> <p>○小・中学校での障害のある人への理解について、人権教育とあわせて学習を進め、我が事として考え、行動していけるように取組の充実を図る。</p>	学校教育課
③こころの病・精神障害に関する啓発	<p>○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、正しい知識の普及啓発を実施する。</p> <p>○地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等に受講案内し、参加者の拡大を図る。</p> <p>○視察研修等を通じて、こころの病や精神障害についての先進的な取組を学ぶ機会を設ける。</p> <p>○アルコール依存症の正しい理解を促進し、断酒会の活動の啓発・周知を行う。</p> <p>○断酒会等の依存症対策の推進を図る。</p>	障害福祉課 すこやか生活課

## 2. 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～

### 施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、必要なサービスの確保・充実を図ります。また、生活課題の把握や適切な相談とサービス利用を促進する仕組み等、関係機関が連携を取りながら充実を図る必要があるものについて、きめ細かく連携を図れる仕組みづくりを進めることで、包括的な支援体制を構築します。

地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進には、障害のある人やその家族を支える支援体制をさらに充実させる必要があります。

また、判断能力に不安のある障害のある人の権利を守り、自己決定を支援するため、成年後見制度等の権利擁護制度の充実に取り組みます。

### 具体的な対応策

#### （1）地域における自立生活支援の推進

障害のある人が住み慣れた地域で、地域と関わりを持ちながら暮らしていくためには、日常生活における介助や支援者、家族等に対する支援も含めた、多様なかたちでの支援が必要です。

障害のある人が日常生活において、必要なサービスを適切に受けられるように、各種在宅福祉サービスのスムーズな利用を図るとともに、医療・保健・福祉サービス事業所等と連携し、障害の特性に応じた質の高い専門的なサービスが提供されるよう取り組みます。

また、地域生活を支援するためには、障害のある人やその家族の様々な困りごと・相談に迅速に対応し、解決を図ることが大変重要です。総合的かつ専門的な地域生活支援拠点の機能を充実していくことや、一人ひとりの課題を地域の課題として共有し、解決できる支援体制の整備を進めるなど、相談支援の充実を推進していきます。

施策項目	取組	関係課
①自立支援給付事業の充実  <b>重点Ⅱ</b>	○訪問系サービスと日中活動系サービスの充実のために、サービス等利用計画の作成や、ケース会議での意見把握、適切な支給を促すモニタリング等を引き続き実施する。 ○日常生活に必要とされる補装具*の購入（修理、貸与）にかかる費用を支給する。 ○個々の相談者のニーズに応じたサービスを提供し、障害のある人の生活の向上を図る。 ○介護保険の対象となる年齢の人には、介護保険課との密な連携のもとで情報提供や制度間調整等の支援を行い、介護保険サービスへの円滑な移行に努める。	障害福祉課



施策項目	取組	関係課
<p>②住環境改善への支援</p> <p><b>重点Ⅱ</b></p>	<p>○居室内での移動に支障がある場合や転倒骨折による障害発生を予防するため、居室等の段差を解消するなど、バリアフリー化を促進する。</p> <p>○市営住宅の改修・整備において、「バリアフリー新法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例*」ならびに、市営住宅長寿命化計画に基づき、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取り付け等のバリアフリー化を進め、障害のある人が安心して生活できる住環境の実現を図る。</p> <p>○手帳交付時などに住宅改造費助成事業等の周知を行うとともに、対象者からの申請については、適切な給付を行う。</p>	<p>障害福祉課 建築課</p>
<p>③地域生活支援事業の推進</p> <p><b>重点Ⅱ</b></p>	<p>○「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」において、身体、知的、精神障害等の相談支援事業が専門的に実施できるよう体制の充実を図る。</p> <p>○重度障害のある人に日常生活上の便宜を図るため日常生活用具を給付する。</p> <p>○障害のある人の移動支援事業を実施し、余暇支援・社会参加の促進を図る。</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型事業について、湖南福祉圏域の広域連携のもと充実に努める。</p> <p>○障害のある人の日中活動の場を確保することで、介護者の就労支援を行う。</p> <p>○地域生活支援拠点の整備および機能強化を図る。</p> <p>○障害のある人の入浴の機会が確保できるよう、入浴サービス事業者の確保に努めるとともに、入浴サービスの適正な給付を行う。また、視覚や聴覚に障害がある人の情報保証のために、点字・声の広報・ごみカレンダー発行事業等を推進する。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>④個別支援の必要な重度知的、精神障害のある人への支援方策のあり方の検討</p> <p><b>重点Ⅱ</b></p>	<p>○重度包括支援事業（強度行動障害*通所者特別加算事業および巡回相談等）を活用し、よりよい支援体制の整備を図る。</p> <p>○医療的ケア児や強度行動障害等個別支援の必要な重度の障害のある人への支援方策について、湖南地域障害児・者サービス調整会議*の専門部会において検討を進め、重度包括支援事業の継続実施に加え、制度の見直しを図る。</p>	<p>障害福祉課</p>

施策項目	取組	関係課
⑤障害者支援施設の施設入所支援の推進	<p>○生活介護、自立訓練等の日中活動や夜間等における入浴、排せつまたは食事の介助等、障害のある人の日常生活を支える障害者支援施設が、十分な機能を発揮できるよう支援を行う。</p> <p>○入所施設や相談支援事業所と情報共有を密に行い、入所施設に空きができ次第、入所が適正だと判断した方については、入所調整会議を通して、入所につなげる。</p>	障害福祉課
⑥各種年金・手当の支給	<p>○障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等の各種手当の適正な支給に努める。</p> <p>○各種の手当等について、市広報・パンフレット・障害福祉のしおり等により周知するとともに、各種手帳交付時等にも適切に案内を行う。</p> <p>○障害基礎年金（国民年金）について、関係課の連携を強化し、相談・手続きの案内・広報等による周知を行い、適切な障害基礎年金の受給を促す。</p>	障害福祉課 こども家庭相談課 国保年金課
⑦福祉医療費助成制度等の適正な運用	<p>○自立支援医療（更生医療*、育成医療*、精神通院医療）や福祉医療費助成制度について、適正な制度運用に努める。</p> <p>○65歳以上75歳未満の一定の障害のある人は、後期高齢者医療制度への加入が選択できるため、関係課が連携を図り、制度を漏れなく案内する。</p> <p>○手帳申請時や交付時等に、その人が利用できる医療制度を案内する。</p>	障害福祉課 国保年金課
⑧その他生活支援サービスの提供	<p>○病院や地域生活支援センター「風」等との連携のもと、医療から福祉への切れ目ない支援体制の構築を図る。</p> <p>○障害のある人の社会参加の促進のために、福祉タクシー運賃・自家用自動車燃料費の助成を行う。また、在宅生活を支援する紙おむつ費用の助成等のサービスの対象者には、適宜案内を行い、適切な給付を行う。</p> <p>○各種助成券の対象となる新規手帳取得者に対し、制度案内を行い、適切な交付に努める。</p>	障害福祉課 すこやか生活課

## (2) 安心して生活できる仕組みづくりの推進

近年、家族形態や生活様式の変化、また個人の価値観の多様化等により、地域社会における近隣住民との人間関係の希薄化がみられます。

このような状況のなかで、支援を必要とする障害のある人を把握し、その人の抱える課題の解決や地域での孤立を防ぐことが重要となります。また、地域から適切な保健・福祉・医療・療育・教育等の各サービスの利用につなげていくための連携の仕組みをつくり、障害のある人が、住み慣れた家や地域で自分らしい生活が送れる、地域共生社会の実現に資する体制づくりに努めます。

施策項目	取組	関係課
①障害のある人の生活実態の把握	○障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員活動、地域ネットワーク活動（福祉協力員等）、障害者相談員、地域住民からの連絡・通報等、それぞれの役割を明確にしたうえで様々な資源や人材との連携により、地域で課題を抱える障害のある人の早期発見と状態把握および必要な支援に努める。	障害福祉課 地域包括支援センター
②身近なところで気軽に相談できる体制の推進	○圏域地域包括支援センター*による訪問事業において、高齢者や障害のある人の健康や福祉に関する相談対応や、訪問活動に取り組み、必要に応じて適切な相談窓口でサービス利用につなげる。 ○障害者相談員活動に対しては、個人情報の保護に留意しながら必要な情報提供等を行い、相談活動の充実を図る。 ○障害者相談員研修を引き続き行うことで、相談員の資質向上に努め、相談活動の充実を図る。 ○地域包括支援センターについての周知・啓発を行う。	障害福祉課 地域包括支援センター
③相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進	○地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や専門機関によるネットワークの構築を進める。 ○地域の創意工夫による住民交流をめざし、すこやかサロンや各種施設の運営支援を推進する。 ○地域における支援体制の構築に当たり、新たな担い手づくりを推し進める。 ○障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの円滑な移行を図るため、関係課において介護保険、高齢者施策、障害者施策等についての共通認識を深めるとともに、情報の共有化を図り、途切れないサービスの提供と安定した日常生活の支援に努める。 ○介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防と高齢者生活支援体制づくりに取り組む。	障害福祉課 地域包括支援センター 長寿政策課

施策項目	取組	関係課
④障害のある人に対する発達支援システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期・成人期までの一貫した支援を行う。</li> <li>○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。</li> <li>○障害のある児（者）や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を支援するとともに普及に努める。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課 すこやか生活課

### (3) 障害のある人の包括的な支援体制の推進

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、保健・福祉・医療・療育・教育等に対する幅広いニーズに応じて、地域から社会資源・サービス・支援へと適切に結びつけるための調整を図る総合的・包括的な支援体制が必要です。

障害のある人やその家族の様々な相談に対して迅速な対応と解決を図るため、基幹相談支援センター等の総合的な相談窓口の充実を図ります。

また、解決が難しい複合的な課題については、市自立支援協議会等の関係機関と情報共有をしながら、専門的な支援ができる機関と連携し、問題解決に取り組めます。

施策項目	取組	関係課
<b>①総合相談窓口の充実</b>  <b>重点 I</b>	○障害のある人やその家族が、福祉サービスやケア等に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携し、総合的な相談支援を継続して実施するとともに、広域事業運営会議において調整し、機能強化を図る。	障害福祉課
<b>②相談体制の再構築</b>  <b>重点 I</b>	○ボランティア、障害者相談員や民生委員・児童委員に対する講座の紹介や研修講師の派遣等、スキルアップのための取組を充実する。 ○障害のある人またはその家族が、仲間（ピア）として障害のある人とともに活動するピア活動の推進を図る。 ○避難行動要支援者名簿*への掲載にかかる同意を通じて、地域での身近な助け合い（共助）につなげる。 ○庁内の相談支援機能を強化するために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を、計画的に確保・育成する。 ○総合的な支援（重層的支援）を推進するため、関係部局と連携し、支援体制の充実を図る。	障害福祉課 健康福祉政策課 人事課
<b>③自立支援協議会の開催</b>	○湖南地域障害児・者サービス調整会議へ引き続き参加し、市の課題や湖南福祉圏域・県全体で検討する必要のある課題等の報告、共有に努める。 ○市自立支援協議会において、課題共有を通じた関係機関との連携と調整機能をさらに強化するとともに、その課題の解決に向けて取り組む。	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
④ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人のケアマネジメント*が適切かつ円滑に行えるよう、計画相談支援の推進を図る。</li> <li>○計画相談事業所の連絡会や研修会を定期開催し、事業者間の課題共有および連携強化、相談員の資質向上を図る。</li> <li>○「指定特定相談支援事業所*」における計画相談支援が安定的に実施されるよう、事業所に対する支援を引き続き行う。</li> </ul>	障害福祉課

#### (4) 権利擁護の推進

障害のある人の人権が尊重され、日常生活において制約を受けることなく、その人らしく生活できる環境づくりが求められます。そのため、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき社会参加ができるような相談・支援体制を充実します。

また、障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、サービスに関する相談・苦情解決への対応ができる体制づくりや、日常生活自立支援事業\*（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。

施策項目	取組	関係課
①苦情相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あんしん・なっとく委員会*（滋賀県運営適正化委員会）」について周知を図り、必要な場合は当該委員会と連携し、苦情の適切かつ早期の解決を図る。</li> </ul>	障害福祉課
②成年後見制度の利用支援および啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない知的障害のある人や精神障害のある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知を図るとともに、成年後見制度利用支援事業を推進する。</li> <li>○日常生活において、自らの意思を決定することが困難な障害のある人について、成年後見センターや事業所等関係機関と連携を図り、適切な意思決定の支援が行えるよう努める。</li> <li>○成年後見制度の利用が必要な対象者に対し、申請および報酬にかかる費用助成を行い、権利および利益の擁護を図る。</li> <li>○「成年後見センターもだま」との連携を強化し、専門機関による相談、成年後見の利用申し立てにかかる各種手続支援を行い、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行う。</li> <li>○成年後見制度の利用促進を図るため、出張説明会等を行い、普及啓発を図る。</li> </ul>	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
③日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用支援および啓発	○判断能力が十分でない知的障害のある人や精神障害のある人等に対して、市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用により、適切な日常的金銭管理や福祉サービス等の利用援助等が受けられるよう努める。	障害福祉課

## (5) 障害のある人に対する虐待の防止

本市では、「障害者虐待防止法」を踏まえ、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、虐待等の人権を脅かすことが起こらない、お互いに人格と個性を尊重し合う社会づくりをめざしています。

今後も引き続き「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を推進し、障害者虐待の防止に努めるとともに、介護や介助を行う人の負担の軽減や、困りごとや相談支援にも取り組みます。

施策項目	取組	関係課
①障害者虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者虐待防止法」に基づいて設置した虐待防止センターにおいて、24 時間いつでも連絡・通報があった場合は迅速な対応に努める。</li> <li>○被虐待者の一時保護事業所について、継続的な確保を図るとともに、居所が特定される等、被虐待者が不利益を被らないよう配慮を行う。</li> <li>○被虐待者や養護者に対し、より専門性の高い支援が行えるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携して、事案に対応する。</li> </ul>	障害福祉課
②障害者虐待防止の啓発および研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市自立支援協議会において虐待防止に関する協議や研修会を行い、市通所施設連絡協議会等との情報共有を通じて、障害者施設・学校等との障害者虐待防止に関する連絡・相談体制を強化する。</li> <li>○障害者相談員や民生委員・児童委員等への障害者虐待に関する研修等を実施し、地域における障害者虐待の未然防止・早期発見に努める。</li> <li>○市広報、市ホームページ等を通じて、障害の理解促進にかかる啓発等を行うことで、市民に対し、障害に対する理解がより深まり、障害者虐待の未然防止につなげる。</li> <li>○県主催の障害者虐待にかかる研修会等に担当職員が積極的に参加し、障害者虐待についての理解を深める。</li> </ul>	障害福祉課

## (6) 保健・医療の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障害の原因となる生活習慣病等の疾病の予防と障害の早期発見に主体的に取り組むことや、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が必要です。身近な地域で利用できる医療サービスのさらなる充実と、専門的な医療の提供体制の整備について継続的に取り組み、障害のある人の健康保持・増進、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進します。

また、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、障害のある人を含めた医療を受ける側の理解と協力に加え、地域にある様々な医療機関の連携を図り、医療と福祉や教育等の施策が欠けることなく統一して支援していきます。

施策項目	取組	関係課
①健康管理等に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実施する。</li> <li>○妊娠期からの早期の母子支援のため、医療機関と連携を図り、相談支援の充実を図る。</li> <li>○障害のある乳幼児の健康の保持・増進のため、関係機関との連携のもと、栄養相談・健康相談・歯科相談等の各種相談体制の充実を図る。</li> <li>○生活習慣病をはじめ、禁煙やがん、アルコールなどについて、健康教育・健康相談を実施する。</li> <li>○広報、ホームページ、オンラインなどの活用により、健康や疾病に関する正しい知識の普及啓発を行う。</li> </ul>	すこやか生活課
②母子保健相談指導、各種保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種乳幼児相談事業を実施し、発達の遅れや障害が疑われる乳幼児やその保護者へ早期に対応することで、障害の早期発見・早期療育につなげる。</li> </ul>	すこやか生活課
③各種健診（検診）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査にて発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の早期発見・早期療育につなげる。</li> <li>○乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行うとともに、受診が困難な乳幼児については訪問等を通じ発達や疾病の確認を行う。</li> <li>○健(検)診受診率向上のため、個別勧奨通知やクーポン券の配布などを行う。</li> <li>○健(検)診の受診結果に基づいた適切な受診行動がとれるよう、働きかけを行う。</li> </ul>	すこやか生活課
④予防接種（感染症予防）事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症予防について予防接種に対する意識啓発を実施する。</li> <li>○各種予防接種を引き続き実施し、感染症の蔓延を防止する。</li> </ul>	すこやか生活課



施策項目	取組	関係課
⑤ 訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人やその家族の自宅に保健師等が訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図る。</li> <li>○定期的な訪問と相談・指導が行えるよう、実施体制の充実を図る。</li> </ul>	すこやか生活課
⑥ 在宅訪問歯科保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○口腔ケア等が必要な人に対して、歯科医師会等と連携し、訪問歯科診療の調整等の受診支援を行う。また、診療可能な歯科医院について情報提供を行う。</li> <li>○在宅歯周病検診により、口腔の健康管理を推進する。</li> </ul>	地域包括支援センター すこやか生活課
⑦ 通所事業所等を利用する障害のある人への歯科保健事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所事業所を利用する障害のある人を対象とする「コラボにこにこ障害者歯科保健事業」を引き続き推進するため、歯科衛生士を派遣するなど、運営支援を行う。</li> <li>○入所施設等のその他の施設についても、積極的に歯科衛生士等の派遣を勧奨する。</li> <li>○施設職員、支援者等に対し、口腔ケアの重要性について周知啓発を行う。</li> </ul>	障害福祉課 すこやか生活課
⑧ 医療費の自己負担分の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口での相談時等に、利用できる医療制度について、適宜案内を行う。</li> </ul>	国保年金課
⑨ 難病対策推進における保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所と連携を図りながら、訪問相談等を行うことにより、在宅の難病患者の療養を支援する。</li> <li>○保健所と連携し、難病患者の交流の場としてのサロン等の取組に対する支援を推進する。</li> </ul>	障害福祉課 地域包括支援センター すこやか生活課
⑩ 自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○守山市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー*の育成や、自殺および精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行う。また、関係団体・関係機関と連携し、こころの相談窓口の周知啓発など、相談支援に努める。</li> <li>○市自殺対策連絡協議会等において、関係機関との連携を強化する。</li> </ul>	すこやか生活課

### 3. 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

#### 施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、福祉と企業等が連携し、就労支援に取り組むことが重要です。近年は、「ダイバーシティ（多様性）」の重要性が理解されつつあり、就労の場や地域において、障害の有無をはじめとした制限が設けられることなく、個性を活かした活動に取り組むことが求められる時代となっています。

障害のある人の雇用機会の拡大と雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター\*」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に向けた障害のある人の雇用促進や障害に対する理解・啓発活動等、働く場の確保と働く環境の向上に取り組めます。

また、「公共職業安定所（ハローワーク）」「基幹相談支援センター」の所在地の利便性を活かした、総合的かつ専門的な支援をめざします。

#### 具体的な対応策

##### （1）障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進

障害のある人の雇用への支援として、「公共職業安定所（ハローワーク）」「障害者職業センター」「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に対して、障害のある人の雇用に対する理解促進・啓発活動を推進するとともに、障害者雇用を行う事業主に対しては、各種助成制度の紹介等、雇用支援に取り組めます。

施策項目	取組	関係課
①障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発  <b>重点Ⅲ</b>	○市広報やパンフレット等を通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率等の周知に取り組む。 ○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「守山市企業内人権教育推進協議会」等の関係機関と連携し、特に精神障害、発達障害、難病の人の理解と雇用に関する啓発に取り組む。 ○労政部局と連携を図り、企業訪問等を行うとともに、企業等における採用や定着のための理解促進を図る。 ○就労継続支援等を利用しながら福祉的就労*する障害のある人について、職場において十分な配慮が行われるよう、障害への理解促進にかかる啓発等に取り組む。	障害福祉課 商工観光課

施策項目	取組	関係課
②各種助成制度等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内事業所等に、障害者雇用の知識や経験を提供できるよう、「公共職業安定所（ハローワーク）」等の関係機関と連携し、トライアル雇用制度*の活用等、雇用の拡大につながる取組を推進する。特に、今後、雇用拡大が望まれる農業分野での取組を啓発、広報する。</li> <li>○法定雇用率や障害のある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の周知に引き続き取り組む。</li> <li>○企業訪問等を通じて、市内企業等に障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課

## （２）障害のある人の就労支援と場の拡大

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、多様な就労の機会や働く場を確保し、就労することが重要です。そのためには、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるよう福祉施策と雇用施策の連携が必要になります。「公共職業安定所（ハローワーク）」等関係機関との連携により、障害のある人の雇用促進に努めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等、障害のある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の推進等の支援体制の整備を図ることで、障害のある人の雇用促進と安定就労に取り組めます。

また、一般就労が困難な障害のある人に対しては、日中活動の場の確保に取り組めます。

施策項目	取組	関係課
①就労支援体制の充実  <b>重点Ⅲ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との緊密な連携を通じて、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。</li> <li>○障害のある人のスムーズな就労移行と就労の定着が行われるよう、必要に応じて、就労移行支援や就労定着支援等の障害福祉サービスの利用を促す。</li> <li>○就労定着支援利用による職場や仕事に関する悩み等の相談支援、就労促進のための支援等により、障害のある人の就労定着を図る。</li> <li>○就労定着を促進するため、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等との連携を図り、必要な相談支援・訪問等を行う。</li> <li>○日常生活上に関する問題についての相談支援や金銭管理、衣食住関係、健康管理等の日常生活上の支援を相談支援事業や市社会福祉協議会、関係機関等と連携しながら行う。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課

施策項目	取組	関係課
② 事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点Ⅲ</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」の専門職員や「湖南地域働き・暮らし応援センター」との情報交換を通じて、障害のある人のニーズに合った職場を開拓し、雇用している事業所に対して、障害に対する理解を深めるための必要な助言等を行う。</li> <li>○「特例子会社制度*」、「事業協同組合等算定特例*」等、障害のある人の雇用に関する各種制度の紹介、税制上の優遇措置等の周知を行う。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
③「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。</li> <li>○障害のある人が継続して就労できるように、必要に応じて就労定着支援の利用を促す。</li> <li>○精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者就業促進事業の活用を行う。</li> </ul>	障害福祉課
④市役所における障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の障害者活躍推進計画に基づき、計画的な雇用に努める。</li> </ul>	人事課
⑤生活介護事業所・就労継続支援事業所等の福祉的就労に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護事業所・就労継続支援事業所等の自主製品について、「障害者優先調達法」による物品等の販売促進をはじめ、市主催イベントや大会等での積極的活用や、公共施設等の一部スペースを販売所として提供することにより、障害のある人の雇用の促進と対価向上を支援する。</li> <li>○自主製品の販路拡大のため、民間企業のイベント開催時への働きかけ等を行う。</li> <li>○障害者就労施設等での活動について周知を行い、創作物品等の販売促進につなぐ。</li> </ul>	障害福祉課
⑥発達障害のある人への就労相談・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害やその疑いのある人に対して、社会資源の活用等、課題に応じた支援策を検討し、関係機関と横断的な支援を行う。</li> <li>○日常生活に支援を要する発達障害のある人について、障害福祉サービスの利用による生活改善も含めた就労支援を図る。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課

施策項目	取組	関係課
⑦ひきこもりの人への就労相談・就労支援	○外部機関を含めた生活困窮者等自立支援ネットワーク会議等と、実務担当者のひきこもり支援庁内推進検討会の2部体制のもと、多様なニーズにあわせた支援の充実を図る。	障害福祉課 健康福祉政策課 発達支援課
⑧強度行動障害のある人に対する支援の充実	○強度行動障害のある人に対するきめ細かな支援を確保するため、重度障害者等包括支援事業（強度行動障害者通所特別支援事業）を継続実施しながら、今後の制度の方向性について、事業所や支援者と意見交換をし、見直し・拡充を図っていく。 ○湖南地域行動障害者支援ネット等において、行動障害のある人に対する支援の検討等を行う。 ○強度行動障害のある人の受け入れ先確保の促進のため、独自の補助制度に基づく事業所の運営支援に取り組む。	障害福祉課
⑨特別支援学校卒業生等の進路先確保の充実（一般就労が困難な障害者の就労支援）	○市自立支援協議会の専門部会において、湖南地域の卒業生等の希望進路を調査し、進路の実態把握に努める。 ○重度障害のある人の受け入れ先確保に対応するため、補助制度に基づく生活介護事業所の新設・増設と運営の支援に取り組む。	障害福祉課

### (3) 福祉サービスを利用した障害のある人の雇用促進

障害のある人が経済的に自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人が就労できるように、各種サービスを利用しながら、その適正に応じた能力を発揮できる就業の機会を確保することが必要です。

障害者雇用についての各種助成制度を活用し、企業に対する支援を行うとともに、障害者雇用に関するノウハウの提供やトライアル雇用等の利用を推進するなど、様々な制度や支援を活用し、障害のある人の就労と職場定着に努めます。

施策項目	取組	関係課
①就労に向けた就労移行支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。(再掲)</li> <li>○精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者就業促進事業の活用を行う。(再掲)</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課
②通所事業所等との情報共有の強化  <b>重点Ⅲ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との緊密な連携を通じて、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。(再掲)</li> <li>○通所事業所と連携しながら、障害のある人の特性に合った就労ができ、継続した就労となるよう支援を行う。</li> <li>○農政部局等と連携し、農業と福祉の連携（農福連携）を通所事業所を中心に展開し、障害のある人の仕事づくりや農業の担い手づくりの課題解消となるよう努める。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課 農政課
③働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化  <b>重点Ⅲ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「湖南地域働き・暮らし応援センター」や「滋賀障害者職業センター」、「滋賀障害者雇用支援センター」などを中心とした関係機関との連携強化を図り、障害のある人の就労支援や、就労定着に向けた取組を進める。</li> </ul>	障害福祉課 商工観光課

## 4. 子どもの健やかな発達のために

### ～障害児に対する支援策の展開～

#### 施策の方針

2015年の国連持続可能サミットで定められた、世界共通の大きな目標である持続可能な開発目標・SDGsの目標の1つには「質の高い教育をみんなに」とあり、すべての人が公平に質の高い教育が受けられる世の中をめざす、としています。

共生社会の形成に向けては、障害の有無に関わらず、一人ひとりが教育的ニーズに応じて必要な配慮や支援を受けながら、可能な限り同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育」が重要です。幼児期からともに学び、ともに育つ教育に取り組み、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことで、障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、将来の自立と社会参加を見据えながら、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育および教育の充実を図り、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

また、教育以外にも、障害のある子どもが健やかに育つために、保健・医療、福祉、雇用等の関係分野や地域住民との連携を密にし、本人・保護者に対する十分な情報提供のもと、社会全体で支援を必要とする子どもや、その保護者を支援する体制を構築します。

#### 具体的な対応策

##### (1) 保育・教育における支援体制の充実

障害のある子どもに対する早期の段階での教育的対応は、健やかな発達を促し、障害の軽減を図るために重要です。

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び学ぶ「インクルーシブ教育」の実現をめざし、分け隔てのない教育機会を拡充することで、双方の豊かな人格形成をめざした保育・療育・教育の推進に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、連続的な支援体制の充実を図ります。

施策項目	取組	関係課
①発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○発達に遅れや偏りあるいはその疑いのある乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行う。</li><li>○保育園・幼稚園・こども園等で、心理職・言語指導員が巡回訪問を実施し、必要時に発達相談や言語指導を行うなど、早期支援につなげる。</li><li>○適切な相談・指導が行えるよう、各ライフステージに対応したコーディネーターが校園等の関係機関と調整を図り、相談支援の充実と拡大を図る。</li></ul>	発達支援課

施策項目	取組	関係課
②児童発達支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援事業「あゆっ子教室」において、療育支援を行い、乳幼児の発達促進、保護者の育児力向上を図る。</li> <li>○保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」において、乳幼児に対して、訪問支援員が園現場へ訪問し、支援を行う。</li> <li>○児童相談支援事業「ぼけっと」において、「あゆっ子教室」「県立小児保健医療センター療育部」等の障害児通所支援事業を利用する就学前児のサービス等利用計画書を作成し、保護者のニーズに応じたサービスの調整を行う。</li> <li>○保育園・幼稚園・こども園の教職員等の関係職員を対象に、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、本市の特別支援教育研修「せんせい応援プログラム*」を実施するなど、教職員等の資質向上に努める。</li> </ul>	発達支援課
③職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所等訪問支援事業において、療育が必要な児童を対象に園現場で療育支援を行うことで、園内の発達支援のスキル向上を図る。</li> <li>○放課後児童クラブ*の各運営者における研修機会の確保について働きかける。</li> <li>○市特別支援教育推進に関わり、国および県の最新情報を周知し、校種間のよりよい連携の検討、教職員の専門性の向上をめざした実践的な研修を引き続き行う。</li> <li>○相談員・指導員等、教育相談・適応指導に関わる専門職員の専門知識と技術の向上を図るため、各種研修を充実する。また、研究所内では、事例検討会等を実施し、スーパーバイザー*や大学教授より指導を仰ぐ。</li> </ul>	発達支援課 教育研究所 保育幼稚園課 こども政策課 学校教育課
④言語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就園の5歳児を対象に、構音の改善やコミュニケーション能力を高めるために、グループまたは個別の指導を行う。</li> </ul>	発達支援課
⑤関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園・幼稚園・こども園を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行う。</li> <li>○障害のある乳幼児を保育園や幼稚園、こども園で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関等との連携を充実し、多方面からよりよい支援ができるように取り組む。</li> </ul>	保育幼稚園課 発達支援課



施策項目	取組	関係課
⑥ 保育施設・設備の充実	○障害のある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブの施設・設備を引き続き充実させる。	保育幼稚園課 こども政策課
⑦ 総合保育の推進	○保育園や幼稚園、こども園における障害のある乳幼児の受け入れを推進するとともに、加配措置を審議する組織の運営を行い、適切な加配を推進する。	保育幼稚園課
⑧ 個別支援計画に基づく障害のある児童保育の推進	○障害の重度・重複化や障害状態の多様化に対応するため、障害のある児童の実態に応じた個別支援計画を作成し、計画に基づき、障害のある児童の保育を進める。	保育幼稚園課
⑨ 障害のある児童の受け入れ体制の充実	○看護師（保健師）や心理判定員、言語指導員、巡回相談員等専門職員の配置を検討する。	保育幼稚園課
⑩ 放課後等児童クラブへの障害のある児童の受け入れ	○放課後児童クラブにおいて、障害のある児童が利用できる機会が確保されるよう、加配職員を配置するなど、各運営者の協力のもと推進する。	こども政策課
⑪ 放課後等デイサービスの充実	○対象児のニーズを聞き取り、サービスが必要な家庭に適切なサービス提供ができるよう、事業所や対象者および計画相談支援事業所等と連携した取組を行う。	障害福祉課 学校教育課
⑫ 教育相談の充実	○就学前から就学後まで、障害のある子どもにとって適切な就学や特別支援教育のあり方等に対する相談体制を充実する。 ○小・中学校の不登校の児童・生徒の学校復帰ができるよう、相談体制を充実する。 ○中学校別移行会議や高校訪問等を行い、義務教育終了後も支援が引き継がれる体制づくりを進める。 ○学校不適應や子育てに関する保護者の悩みや不安に対応するため、教育相談体制を充実する。	発達支援課 教育研究所
⑬ 通級指導教室の充実	○対象となる児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。 ○保護者や在籍校園、関係諸機関（教育・医療・福祉等）との連携を深める。 ○地域の専門機関として、市や各校園の特別支援教育推進に関わる役割を引き続き担っていく。	学校教育課
⑭ 子どもの障害の早期発見	○医療費の自己負担分の助成を通じ、受診を容易にすることで、子どもの障害の早期発見、治療につなげる。	国保年金課

## (2) 発達障害のある児童に対する支援体制の充実

発達障害のある子どもは、対人関係やコミュニケーションに困難を感じている場合があるため、地域社会で自立した生活を送るためには発達障害に対する周囲の理解が必要です。

また、発達に関する早期の気づきと、適切な発達支援を図るために、きめ細かな医療と保育、療育、家庭の連携が必要です。

本市では、発達障害のある児童・生徒に対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に取り組めます。

施策項目	取組	関係課
①障害のある人に対する発達支援システムの充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期・成人期までの一貫した支援を行う。</li> <li>○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実に図る。</li> <li>○障害のある児(者)や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を支援するとともに普及に努める。</li> </ul>	障害福祉課 発達支援課 すこやか生活課
②発達支援センターを中心とした児童発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、市内の発達支援の中核を担う「児童発達支援センター」の機能強化に向けて、地域に根付いた支援に取り組む。</li> </ul>	発達支援課
③保育・教育の場での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・教育の場で、発達障害等のある児童・生徒の健全な発達が図られるよう配慮や支援を行う。</li> <li>○心理職による発達相談を実施し、発達特性を明らかにし、支援方法について助言するとともに、校園内での発達支援が充実するようコーディネーターが現場との調整を引き続き行う。</li> <li>○適切な教育的支援が行えるよう、基礎的環境整備や合理的配慮を行う。</li> <li>○放課後児童クラブにおいて、発達障害等障害のある児童の利用機会の確保を図る。</li> <li>○放課後児童クラブとの連携を図り、発達支援の充実に図る。</li> <li>○個別支援計画を活用し、特別支援が必要な児童・生徒への支援の充実に図る。</li> <li>○訪問相談等のアウトリーチ*型支援による、校園での発達支援スキルの向上を図る。</li> </ul>	保育幼稚園課 学校教育課 発達支援課

### (3) 学校教育・社会教育の充実

学校教育においては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解のもと「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に「インクルーシブ教育」をめざし、障害のある児童・生徒やその保護者の意向を尊重しながら、自らが希望する生活や進路を選択できるよう支援することが必要です。

また、障害のある児童・生徒が、学校教育から離れた後も、主体的に判断し行動できる能力を培えるよう、社会教育の場における学習支援や就労支援についても注力していく必要があります。

児童・生徒一人ひとりの障害や発達状況に応じた教育内容・指導方法等を充実させるとともに、障害のある児童・生徒の教育に適した環境整備に取り組みます。

施策項目	取組	関係課
<p>① 障害のある児童・生徒に対する教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内小中学校に設置された校内委員会の協議のもと、特別支援教育コーディネーター*が中心となって、各校の特別支援教育推進に努める。</li> <li>○保護者と学校が児童・生徒の情報や支援策を共有しながら、個別支援計画を作成し、支援の実践、評価、改善を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る。</li> <li>○学校を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行い、支援の充実を図る。</li> <li>○個への支援の基盤となる学級づくりや授業改善に努める。</li> <li>○市内各小中学校に配置された「いきいき支援員*」が、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活や学習活動を支援する。また、個別支援計画の活用により、支援員の支援領域や役割を明確にし、効果的な支援を行う。</li> <li>○特別支援学校（盲・ろう・養護学校）との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を総合的に活用していく。</li> <li>○特別支援教育（盲・ろう）に関わる研修会等において、児童・生徒への有効な指導・支援について助言を受け、医療や福祉等、発達支援に関する関係機関や特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関わる専門的知識や技術の向上に努める。</li> <li>○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、保護者への情報提供に努め、総合的な見地からの就学相談・就学支援を引き続き実施する。</li> </ul>	<p>発達支援課 学校教育課</p>

施策項目	取組	関係課
② 特別支援教育に対する地域の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との関係を重視し、また地域ぐるみで正しい知識に基づいた特別支援教育ができるよう、地域住民および保護者等に対して、学校便り等の媒体を活用した啓発活動を行う。</li> <li>○学校行事等に地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある児童・生徒との自然なふれあいを通して、相互理解を図る。</li> </ul>	学校教育課
③ 教育相談体制研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の特性等に応じた専門的な指導を行うため、教職員に対する訪問相談等を通じた指導方法に関する研修を充実する。</li> <li>○保護者や教員が必要なときに相談できる体制を整える。</li> <li>○教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課の3課が共同して研修会を企画運営する。</li> <li>○市特別支援教育推進全体会やコーディネーター部会、特別支援教育研修会への参加をはじめ、実践的な研修を行う。</li> <li>○教員に対し障害の特性に応じた専門的な内容(障害のある児童・生徒の心理、視覚障害のある児童・生徒のための点字、聴覚障害のある児童・生徒のための口話法・手話、病気の知識と理解等)の研修の充実を図る。</li> </ul>	発達支援課 学校教育課
④ 障害のある人への理解を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な学習の時間等を活用し、市内の学校・園の児童・生徒に対し、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育む教育を推進する。</li> <li>○保護者に対しても、「手をつなぐえんぴつ販売*」等を通して特別支援学級への理解を推進する。</li> <li>○学校での福祉教育の成果を活かすため、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図る。</li> <li>○それぞれの学校や園における保護者への理解啓発を進める取組とあわせ、市全体でも市広報紙等を活用した地域住民への積極的な啓発活動を推進する。</li> </ul>	学校教育課

施策項目	取組	関係課
⑤生涯学習推進・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○守山市民ホール事業の「守山市民教養大学もりやま市民カレッジ」を引き続き開催し、地域における学習機会や場を確保する。</li> <li>○生涯学習情報誌「まなびのひとこえ」や、市ホームページ等を活用して積極的に情報を発信する。</li> <li>○各地区公民館等における地域教育学級や公民館講座を継続して開催する。</li> <li>○市の主催事業については、障害のある人の参加が可能になるよう、配慮を行う。</li> </ul>	社会教育課
⑥学習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育、生涯学習の場に障害の理解等の内容を積極的に取り入れる。</li> <li>○人権学習会や地域教育学級、公民館講座等において、障害に関する内容を充実していくために、ニーズとの整合を図りながら、周知・啓発を行う。</li> </ul>	社会教育課

## 5. 求められる支援に寄り添うために

### ～人材確保・育成、居場所づくりの推進～

#### 施策の方針

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、福祉サービスの充実や日中の居場所づくりが必要です。身近な地域で、必要な時に必要な医療やリハビリテーションが受けられるよう、医療や保健、福祉の関係機関等が連携した提供体制づくりなど、地域包括ケアシステム\*の充実を推進することが重要です。

また、障害のある人の実情に応じた居宅介護等訪問系サービスの適切な支援や、短期入所・生活介護等の日中活動の場やグループホーム等の住まいの場の充実が求められている一方で、福祉職場における人材不足が深刻な課題となっており、十分なサービス提供のために、人材の確保と育成が極めて重要となっています。今後は、高校・大学等からの就職などを増加させるために、事業所や関係機関と連携しながら福祉人材の確保に努めます。

#### 具体的な対応策

##### (1) 質の高い福祉サービスの充実・提供

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、必要な時に身近な地域で、適切な福祉サービスを受けられる環境であることが重要です。障害のある人の高齢化等による障害の重度化・重複化が予想されるなか、地域生活を継続していくためには、障害のある人の生活状況や障害・疾病の状態に応じた、適切なサービス提供や相談体制の強化が今後さらに求められます。それらに対応するためにも、障害のある人の生活全体を把握し、サービスの調整等を行う計画相談の利用促進や事業所等との連携を、より密にしていくことが必要です。

施策項目	取組	関係課
①サービスの質の向上 <b>重点IV</b>	○計画相談の利用促進を図り、障害のある人の個々の生活状況や障害特性に適したサービスの利用に努める。 ○障害福祉サービス費の請求について、国保連合会と連携しながら、エラーチェック等を行い、必要に応じて事業所へ内容確認等を行うことで、適切なサービス給付に努める。	障害福祉課
②障害福祉サービスの適切な給付 <b>重点IV</b>	○障害福祉サービスの支給決定にあたっては、本人および事業所等と情報共有を行いながら、ニーズに合った適切な支給に努める。 ○障害福祉サービスの利用や利用に伴う請求事務等については、事業所等との連絡を密にとり、適切な処理が行われるよう努める。	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
③職員の研修会等への積極的な参加	○県が主催する研修会や会議等に積極的に参加し、相談業務や支給決定業務等を円滑に行う。	障害福祉課
④個々の障害特性等に応じた必要な支援策の検討	○障害特性に応じた支援策を検討し、自立支援給付事業や地域生活支援事業等を充実させ、適正な運用に資する。 ○ケース会議や計画相談事業所との連絡会等において、サービスの支給決定について検討し、本人のニーズに合ったサービスの提供に努める。	障害福祉課
⑤関係機関と連携した情報共有の促進	○事業所や県および県内の市町と密に連携し、情報共有を行いながら適切な障害福祉サービス等の提供に努める。	障害福祉課

## (2) 日中活動の場や住まいの場等の整備促進

障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の基盤となる住まいの場の整備や日中活動を行う場のさらなる確保が重要となります。重い障害のある人にも対応できるグループホームの整備に対する支援や、日中活動の場の確保に対する支援について、湖南圏域で連携した取組を行います。

また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害のある子どもへの支援については、医療や福祉等関係機関のネットワークの連携を密にすることで、支援の質の向上に努めます。

また、重い障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害の特性に応じた対応が可能な日中活動の場やグループホーム等、住まいの場の整備を進めていきます。

施策項目	取組	関係課
①グループホームの整備 <b>重点Ⅱ</b>	○障害のある人が身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に対して、湖南福祉圏域で連携を図るなか、積極的な支援を行う。 ○国の助成制度を活用し、グループホームの新設および改修等を促進するとともに、先進地事例を参考にして助成制度を検討する。	障害福祉課
②重い障害のある人に対するグループホームへの運営支援	○重い障害のある人にも対応できる在宅での生活の場を拡充するため、県および湖南福祉圏域において情報共有と意見交換を行い、人材確保等を含めた支援について検討を行う。 ○医療的ケアが必要な人や行動障害等により、個別支援が必要な重い障害のある人等に対応するため、事業所に対する運営費加算や人的加配を検討する。	障害福祉課

施策項目	取組	関係課
③障害者支援施設の施設入所支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護、自立訓練等の日中活動や夜間等における入浴、排せつまたは食事の介助等、障害のある人の日常生活を支える障害者支援施設が、十分な機能を発揮できるよう支援を行う。(再掲)</li> <li>○入所施設や相談支援事業所と情報共有を密に行い、入所施設に空きができ次第、入所が適正だと判断した人については、入所調整会議を通して、入所につなげる。(再掲)</li> </ul>	障害福祉課
④重い障害のある人の日中活動の場の確保  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点Ⅱ</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備に対して、支援の検討を行う。</li> <li>○湖南福祉圏域の市が連携し、障害福祉サービス等の支援策の促進および日中活動の場等の施設整備の促進を図る。</li> <li>○湖南地域での新しい重症心身障害者通所施設について、調査等を開始するなど、開設に向けて検討する。</li> </ul>	障害福祉課
⑤医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアを必要とする障害のある人を看護・介護する家族への支援として、医療的ケアに対応できる日中一時支援事業の充実に向けて取り組む。</li> <li>○医療的ケアが必要な児童・生徒が適切な支援を受けることができるよう、関係機関と協議、連携し、取組を検討する。</li> <li>○医療的ケアが必要な児童・生徒の通学について、支援体制の充実を引き続き県に要望する。</li> </ul>	障害福祉課 学校教育課



### (3) 福祉人材の確保・育成

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、必要な時に適切な福祉サービスを受けられる環境であることが重要です。そのためには、ニーズに対して必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう、福祉分野の人材の確保や人材育成についての取組を促進することが必要です。

施策項目	取組	関係課
① 大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進  <b>重点Ⅳ</b>	○大学等との連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験などを通じて、福祉分野への人材確保を図る。 ○大学生などに対して、福祉人材バンクへの登録を促す。 ○湖南福祉圏域での連携による施策の検討や市独自による支援策の検討を行う。	障害福祉課
② 県主催の各種研修会等への参加促進	○県主催の人材育成研修会等に参加できるよう支援策を講ずることなどにより、福祉人材の育成を図る。	障害福祉課
③ 事業所との情報共有の強化  <b>重点Ⅳ</b>	○計画相談事業所連絡会等において、情報の共有や意見交換を実施することなどにより、サービス等利用計画の質を高める。 ○求職者と事業所の双方に、福祉人材センターや福祉人材バンク等の紹介と活用を促すことなどにより、障害福祉に関するサービスに従事する者の人材確保を促進する。	障害福祉課

## 6. 安全・安心なまちづくりのために

### ～生活環境・災害、感染症対策の充実～

#### 施策の方針

---

年齢、性別、障害や疾病の有無に関係なく、すべての人が社会参加し、充実した地域生活を送るためには、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と、移動・交通手段の確保や快適な環境整備が必要です。

また、近年の大規模災害において、災害時の情報伝達や避難体制が重要視されるようになっており、障害のある人へ適切にわかりやすく情報を伝達する仕組みづくりに取り組むとともに、今後は避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援体制の整備が重要となります。

さらに、防災訓練等を通じて、災害時における課題を明らかにし、避難時に必要な設備や資材、支援について検討、対策を講じる必要があります。

その他にも、新型コロナウイルス等の感染症対策についても検討し、感染拡大防止と、コロナ禍においても必要な人に必要な支援が継続して提供できる体制づくりが必要です。

今後も、障害のある人を含むすべての市民にとってやさしいまちづくりの推進に取り組めます。

#### 具体的な対応策

---

##### (1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

障害のある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、すべての人にやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」が社会に定着しつつあります。

また、少子高齢化の進展を背景に、誰もが安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、福祉や保健・医療の分野だけではなく、道路、都市計画、住宅、交通政策等の関係部門のより一層連携した取組が必要となっています。

安全・安心なまちづくりのために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが安心して暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを一層推進します。

施策項目	取組	関係課
<p>①ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進</p>	<p>○公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」等に基づいた施設整備を行う。</p> <p>○施設の整備にあたっては、利用形態、利用者等を把握したうえで、多目的トイレ、オストメイトトイレ*の整備や障害のある人等の駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設定等を推進する。</p> <p>○歩道の段差解消、透水性舗装の整備、点字ブロック整備、交差点改良等を推進する。</p> <p>○当事者の意見を取り入れ、公安委員会・警察と連携し、音響信号機の改良・整備、青時間延長等の信号機の調整や機能の高度化、効果的な交通規制等により、障害のある人や高齢者にやさしい生活環境の整備を進める。</p> <p>○通行の支障となる放置自転車の撤去や路上違法駐車、特に横断歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車について、必要に応じて警察に指導・取締りの強化を要請する。</p>	<p>道路河川課 健康福祉政策課 危機管理課</p>
<p>②だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例等の周知・指導</p>	<p>○公共・民間施設の整備にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」等に基づいて、障害のある人等に配慮した施設整備を行うよう指導、助言する。</p> <p>○障害のある人の施設の優先利用（駐車スペース等）への配慮について、市民マナーの向上をめざし、啓発活動を行う。</p> <p>○障害者手帳交付時等において、県の実施する車いす使用者等用駐車場利用証制度についての周知・啓発に努める。</p>	<p>障害福祉課 建築課</p>

## (2) 災害、感染症対策の充実

災害の発生時、または発生の恐れがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達する仕組みづくりを推進するとともに、地域の自治会や民生委員・児童委員の協力ののもとに、避難支援や安否確認を行うための体制づくりに努めます。

また、感染症対策については、今後何が必要なのか、どうすればコロナ禍でも活動を継続できるのかについて検討していきます。

避難所においては、障害のある人が障害の特性に応じた支援を受けることで、安心して避難生活が送れるよう、福祉避難室の設置や福祉避難所の設備の充実を推進します。

施策項目	取組	関係課
① 防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進  <b>重点Ⅱ</b>	○避難行動要支援者の生命や身体を災害から守るため、避難行動要支援者支援制度の周知に努め、地域における避難支援等体制づくりを促進する。 ○「わ」で輝く自治会応援報償事業により、住民の防犯・防災意識の向上に資する自治会の取組を促進する。 ○障害のある人をはじめ住民がより安全で確実な予防、応急、復旧対策が推進できるよう、滋賀県地域防災計画等を踏まえ、守山市地域防災計画を必要に応じ見直す。 ○地域住民すべてに防災・防犯の意識啓発を図る。 ○感染症等の流行による事業所の閉所等によって、障害のある人への支援が途切れることのないように、県担当課や草津保健所、事業所等と情報共有等、連携を行う。	障害福祉課 危機管理課 市民協働課 健康福祉政策課
② 障害者防災マニュアルの作成	○「滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針」に基づき、障害者防災マニュアルを防災担当課と調整して作成し、周知・啓発に努める。	障害福祉課
③ 防災訓練への参加促進	○障害のある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障害のある人と地域住民の相互理解を深めるとともに、自治組織（自治会等）に対し、防災訓練等の際には、障害のある人の参加が可能となるよう、配慮を求めるなどにより「自助」「共助」の推進を図る。 ○自主防災組織の研修等により、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、地域防災力の向上を図る。	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課

施策項目	取組	関係課
④ 避難誘導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種障害者手帳の交付時等において、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員への障害情報提供についての周知を行う。</li> <li>○障害のある人に対し、災害時に適切な情報を迅速に提供できるよう、自主防災組織や地域ボランティアが協力して、障害のある人に適した情報伝達訓練を行うための支援をする。</li> <li>○地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、平常時から避難誘導体制を確立するなど、災害時に有効となる避難支援等体制づくりを推進する。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課
⑤ 福祉避難室の設置および福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害等における避難所生活において自主防災組織と連携し、感染症対策等に配慮するなか、高齢者、障害のある人等の配慮を必要とする方のためのスペース（福祉避難室）を設置する。</li> <li>○市内の社会福祉法人等に避難行動要支援者が安心して過ごすことができる福祉避難所の設置については、令和2年度末時点において市内7施設、最大受け入れ可能人数140程度であり、今後においても引き続き、市における設置バランスや不足している支援内容などに配慮し、福祉関連施設に拘らず候補施設を選定の上、協定締結に向け働きかけを行う。また、福祉避難所の運用の充実について関係機関と協議を進める。</li> </ul>	障害福祉課 健康福祉政策課 危機管理課
⑥ 緊急時の情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の予知および災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。</li> <li>○情報通信機器を活用する等通報体制の強化に取り組む。特に、聴覚障害のある人への緊急情報のメール・ファックス配信に取り組み、障害のある人の緊急時の避難等が迅速に行えるよう努める。</li> <li>○「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」等の情報を活用し、気象情報や地震情報のメール配信を実施するなど、緊急時の迅速な情報配信に取り組む。</li> </ul>	障害福祉課 危機管理課

### (3) 移動・交通手段の充実

障害のある人等の生活支援と積極的な社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障害のある人等の利用に配慮した移動・交通手段の充実を図ります。

施策項目	取組	関係課
①移動手段の拡充	<p>○2020年3月に策定した「守山市地域公共交通網形成方針」に基づき、地域住民・交通事業者・関係団体および行政機関で合意形成を図りつつ、公共交通の充実に向けた新たな交通システムを構築する。</p> <p>○既存公共交通の充実を基本とし、特に既存バス路線の確保と維持、利用環境の改善・利便性の向上に取り組む。</p> <p>○路線バスを補完する移動手段として運行する「もーりーカー」について、目的地・乗降地の追加など利便性の向上に努めるとともに、関係団体など市民への周知を行なう。</p>	都市計画・交通政策課
②タクシー運賃・自動車燃料費の助成	<p>○守山市障害者社会参加促進事業に基づき、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人に対し、タクシー助成券（もしくは燃料費助成券）を引き続き支給し、障害のある人の社会参加等の促進を図る。</p>	障害福祉課
③移動支援事業の推進	<p>○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人（児童）に対し、個別のニーズに応え、柔軟に対応できるよう努める。</p>	障害福祉課
④行動援護の推進	<p>○自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。</p>	障害福祉課
⑤同行援護サービスの実施	<p>○重度の視覚障害のある人の移動支援について、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象として積極的に支援する。</p>	障害福祉課
⑥交通安全対策の充実	<p>○地域住民、警察、行政、各種団体、企業等が連携して、市民の交通安全の取組を協働で推進する。</p> <p>○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用して、自治会による交通安全に関する取組を支援する。</p> <p>○交通事故防止のため、危険性・迷惑性の高い違反行為に対し、交通指導・取締りの強化を要請する。</p>	障害福祉課 市民協働課 危機管理課

#### (4) 消費者保護の推進

障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等の地域の多様な機関が連携し、障害のある人の消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、万一、被害にあった場合の救済支援に取り組みます。

施策項目	取組	関係課
① 消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○消費生活センターを中心に、障害者団体、市社会福祉協議会等福祉関係団体、企業（当事者の勤務先）、警察、地域との連携のもと、障害のある人の消費者トラブルの未然防止および早期発見に取り組む。</li><li>○消費者トラブルの防止および障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害のある人およびその支援者のための研修実施の促進に取り組む。</li><li>○被害を受けた場合には、消費生活相談員をはじめとする関係者および警察、専門家（弁護士等）を交え、被害を受けた障害のある人の被害回復に向けた支援体制の整備を図る。</li></ul>	障害福祉課 市民協働課

# 第5章 障害福祉計画および障害児福祉計画の推進

## 1. 計画の視点

### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者をはじめ、難病患者、障害児等が身近な地域で一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、県や関係機関の支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活における支援を充実し、施設入所者の地域への移行を図ります。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、市民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等にかかる取組を推進します。また、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

### (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害種別に関わらず、療育等の必要な支援を行う障害児通所支援をはじめ、障害児入所支援、障害児相談支援の充実を図ります。また、障害のある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### (6) 障害福祉人材の確保

将来的に、安定した障害福祉サービスの提供と、障害福祉に関する多様な事業を実施していくために、研修の実施や多職種間の連携の推進など人材育成や提供体制の確保に努めます。

### (7) 障害者の社会参加を支える取組

障害のある人が文化芸術の鑑賞、創造等の多様な活動に参加できる機会を創出します。また、視覚障害のある人の読書環境の整備など、地域における社会参加の促進を図ります。



## 2. 障害福祉サービスの見込量等

障害福祉計画および障害児福祉計画の策定に当たり、計画期間における各年度の障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの見込み、およびその見込量の確保方を定めます。

なお、見込量は、本市における平成30年度から令和2年度までの各障害福祉サービス等の利用実績をもとに、各年度の増減率やニーズを勘案しつつ、サービスごとに令和3年度から令和5年度までの見込量を推計しました。

### 国が示す見込量算出の考え方

- 障害のある人のニーズの把握については、国が作成した「障害福祉計画策定にかかる実態調査およびPDCAサイクルに関するマニュアル」等を参考に、現在の障害福祉サービス利用者に加え、今後新たに見込まれる利用予定者や障害福祉サービス未利用者の実情等、潜在的なニーズの把握に努めること。
- 障害福祉サービス量を見込むに当たっては、国の基本指針におけるサービス量の見込み方を踏まえながら、各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とする。
- 実利用見込者数は、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を把握し、市町村において適切に設定すること。

### 本市独自の見込量算出の考え方

- 見込量を算出する際、国では「各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算する」となっているが、本市では、ニーズの高まりにも対応できる体制を整備するため、「各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月利用実績の最大値を乗じた数量をサービス見込量として積算する」こととして見込量を算出している。
- 本市では個人アンケートにて各サービスのニーズを測る設問を設けており、その結果および過去実績の伸び率が一定の基準を満たしている場合、今後のニーズが増加すると判断し、実績を用いた見込量に、さらに係数をかけて算出している。

### 3. 障害福祉サービスの充実

#### (1) 訪問系サービス

##### ① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助等を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する人のうち、四肢麻痺等のために介護の必要性が特に高いと認められた人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助等のサービスを包括的に提供します。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人／月	161	171	181
	時間／年	27,688	29,408	31,128
重度訪問介護	人／月	14	15	16
	時間／年	10,167	10,893	11,619
行動援護	人／月	25	25	25
	時間／年	6,071	6,071	6,071
同行援護	人／月	14	15	16
	時間／年	3,323	3,560	4,035
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／年	0	0	0

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

訪問系サービスは地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害のある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。前期計画期間では居宅介護、重度訪問介護、同行援護については利用実績が横ばい、または微増しておりアンケート結果においては、利用ニーズが伸びていることから、見込量としては微増としています。

行動援護については、前期計画期間で利用実績が横ばいであり、アンケート結果においても、多少のニーズはみられましたが、大幅に増加することは考えにくく、見込量は横ばいで設定しています。

重度障害者等包括支援については、アンケートではわずかにニーズはあったものの、前期計画期間に利用実績がなかったため、本計画では見込量の設定は0としていますが、利用の希望があった際には、圏域および県との連携により、利用体制の確保に努めます。

障害のある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進します。また、障害のある人が地域で安心して暮らすために、個々の障害に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上とともに、今後は新型コロナウイルス感染症等対策も含めたサービス提供体制の整備を進めます。

## (2) 短期入所（ショートステイ）

### ① サービスの内容

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を短期的に行います。なお、福祉型は障害者支援施設となり、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設となります。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人／月	55	56	57
	人日／年	2,970	3,024	3,078
短期入所（医療型）	人／月	20	20	20
	人日／年	1,080	1,080	1,080

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

短期入所（福祉型）は、前期計画期間では利用実績が横ばいで推移していますが、アンケート結果においては、一定のニーズがあることから、見込量としては微増としています。

短期入所（医療型）は、前期計画期間では利用実績が横ばいで推移しており、アンケート結果においてもニーズの増加がないことから、見込量としては横ばいとしています。

市内や近隣市に資源が乏しいため、受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人等の民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図るなかで受け入れ枠の拡充に努めます。

### (3) 日中活動系サービス

#### ① サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人に対して、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等のほか、相談や助言等日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、夜間の生活の場所を提供し、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等、必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な 65 歳未満の障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	175	185	195
	人日/年	35,245	37,259	39,273
自立訓練（機能訓練）	人/月	10	16	25
	人日/年	1,390	2,224	3,475
自立訓練（生活訓練）	人/月	10	10	10
	人日/年	1,274	1,274	1,274
宿泊型自立訓練	人/月	3	3	3
	人日/年	668	668	668
就労移行支援	人/月	36	39	42
	人日/年	4,732	5,126	5,520
就労継続支援（A型）	人/月	29	30	31
	人日/年	6,054	6,263	6,472
就労継続支援（B型）	人/月	200	202	204
	人日/年	38,165	38,547	38,929
就労定着支援	人/月	27	39	56

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

障害のある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、サービス提供事業者の参入を促進していきます。

前期計画期間では自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練、就労移行支援を除き、利用実績が伸びています。これらのサービスは、アンケート結果においても一定のニーズが見られることから、見込量としては増えると想定しています。また、就労移行支援については、利用人数は実績が減少していますが、アンケート結果において一定のニーズが見られることから、見込量としては増えると想定しています。

自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練については、前期計画期間多少のニーズは見られるものの、実際の利用人数はわずかであり、過去の平均から見込量を算出しています。

今後も特別支援学校卒業生の進路先としての利用増や、また、障害のある人の社会参加支援として、平成30年度から提供開始の就労定着支援を含めた就労系サービス等の利用増が見込まれることから、サービスの充実を図るための事業所確保を進めていきます。さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響等も考慮した就労支援のあり方について、検討が必要になります。

これらのサービスの確保のため、湖南福祉圏域において必要な施策を検討するとともに、国や県に対しても支援体制の充実等を求めていきます。

## (4) 療養介護

### ① サービスの内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障害のある人に、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護および日常生活上の世話をを行います。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	13	14	15

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間およびアンケート結果において、ニーズは一定見られますが、実際に利用している人数は少なく、年度ごとに1人ずつ増加する見込量として設定しています。重症心身障害児施設であるびわこ学園医療福祉センター草津、医療福祉センター野洲、紫香楽病院に入所している18歳以上の人も療養介護の対象者に含まれており、一定量の利用を見込んでいます。

## (5) 居住系サービス

### ① サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	74	80	86
施設入所支援	人/月	35	35	35
自立生活援助	人/月	1	1	1

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

共同生活援助については、前期計画期間では利用実績が増加しており、アンケート結果においても、高いニーズがあることから、見込量としては増加としています。

今後も整備計画のある法人等のサービス事業者への財政支援や情報提供を積極的に実施し、グループホームの整備促進を図ります。また、個別支援が必要な重度障害のある人等に対応できるグループホームの整備については、湖南福祉圏域において整備を進めます。

施設入所支援については、前期計画期間では利用実績が微減していますが、アンケート結果においては、一定のニーズがあることから、見込量としては横ばいとしています。

利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進する取組を進めます。

平成30年度から提供が開始された自立生活援助については、前期計画期間では利用実績がわずかなため、周知・啓発に努め1人の利用を見込みます。

## (6) 相談支援

### ① サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者および入院中の精神障害のある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障害のある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。



## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	470	492	515
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

計画相談支援については、前期計画期間では利用実績が増加しており、アンケート結果においても、非常に高いニーズがあることから、見込量としては増加としています。

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、市自立支援協議会と連携して研修を実施します。

地域移行支援および地域定着支援については、前期計画期間ではわずかな利用実績となっており、見込量としては横ばいとしています。

精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行等を行う「地域移行支援」を活用できるよう、方策を検討するとともに広報・周知に努めます。また、ひとり暮らしの障害のある人に対する地域生活移行後の相談体制の確保や、緊急時の連絡等を行う「地域定着支援」についても、活用できるように広報・周知に努めるとともに利用体制を整備します。

## 4. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

### (1) 相談支援事業

#### ① 事業の内容

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。

#### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	2	2	2

#### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

相談支援事業については、現在2か所で実施しており、現状の体制の強化を図ることを前提に、継続の2か所での実施を行います。

障害のある人の立場に立った相談支援を行うため、計画相談事業所連絡会等を通じて、支援者間の情報共有や資質の向上に努めます。また、市自立支援協議会において、中立公平な相談支援事業を確保し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を進めます。さらに、各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、障害のある人の地域生活を支援する観点から、地域包括支援センターや発達支援センターとの連携を図ります。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障害のある人の権利擁護を図ります。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	10	16	25

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が年々増加しており、アンケート結果においても、一定のニーズがあることと、市として周知・啓発を進めていくことから、見込量としては増加としています。

成年後見に関する相談支援に応じるため、「成年後見センターもだま」への事業委託のほか、後見人等の報酬助成を行っています。今後も、障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）との連携も図りつつ、成年後見制度の周知および利用の支援を行います。

### (3) 意思疎通支援事業

#### ① 事業の内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

#### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件/年	416	442	470
	人/年	1	1	1
手話通訳者派遣	件/年	415	441	469
要約筆記者派遣	件/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1

#### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が微増しており、アンケート結果においては、ニーズがわずかながらあることから、見込量としては微増としています。

手話奉仕員養成講座を実施するとともに、講座修了者に対する研修等を継続的に実施し、利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者の確保ならびに質の向上に取り組めます。また、要約筆記者の派遣要請に対応できるよう、養成講座の開催や県ならびに近隣市との連携等により要約筆記者等の確保を図ります。

## (4) 手話奉仕員養成研修事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障するうえで、必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害、聴覚障害のある人の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得をめざします。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

令和2年度より本市単独での事業を展開し、定員20人の講座を開講しています。すでに定員以上の申し込みがあることから、毎年20人の確保ができることとして見込んでいます。

講座の内容としては、厚生労働省が定めたカリキュラムによる、2年間（前期・後期）の手話奉仕員養成講座を開催します。日常会話に足る技術の習得のため、講座は連続講座とし、内容の充実を図ります。

## (5) 日常生活用具給付等事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	11	13	15
自立生活支援用具	件／年	18	18	18
在宅療養等支援用具	件／年	34	39	45
情報・意思疎通支援用具	件／年	39	44	49
排せつ管理支援用具	件／年	1,607	1,706	1,811
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	1	1	1

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では、自立生活支援用具と居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を除いて、利用実績が微増または横ばいで推移しており、その年のニーズにより利用件数の増減はありますが、ニーズが高くても対応ができるよう見込量としては微増としています。自立生活支援用具と居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については、令和元年度に減少していますが、一定の利用があることを想定し、見込量としては横ばいとしています。

今後も日常生活用具にかかる情報提供や相談支援を充実し、その人の特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

## (6) 移動支援事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	121	124	127
	時間/年	8,378	8,586	8,794

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が横ばいで推移しており、アンケート調査においては、「利用しづらい」という意見もありますが、高いニーズがあることから、見込量としては微増としています。しかし、今後は新型コロナウイルス感染症等の影響等を考慮した対応が求められるなかで、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、利用量が増加することが見込まれることから、障害のある人一人ひとりの障害の特性やニーズに対応できるサービス提供事業者の参入の促進に努め、また、グループ支援等の利用を進めていきます。

## (7) 地域活動支援センター機能強化事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
地域活動支援センター機能強化事業業（Ⅰ型・Ⅱ型）	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅱ型の事業形態を実施していきます。 Ⅰ型においては、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を引き続き実施していきます。 Ⅱ型においては、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを引き続き実施していきます。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型・Ⅱ型）	件／年	1,990	2,033	2,077

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が微増しており、アンケート結果としても、一定のニーズがあることから、見込量としては微増としています。

地域活動支援センターⅠ型については、湖南福祉圏域の広域事業として、「精神障害者地域生活支援センター風」に事業委託し、引き続き実施していきます。地域活動支援センターⅡ型については、守山市、野洲市の広域事業として、「湖南地域障害者生活支援センター\*なんくる」に事業委託し、引き続き実施していきます。

## （8）日中一時支援事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。

## ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	件／年	6,420	6,730	7,054

## ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が減少していますが、アンケート結果としては、高いニーズがあることから、見込量は微増としています。今後も増加する利用者に対応できるよう、事業者の確保を進めていきます。なお、障害のある児童・生徒の当事業の利用にあたっては、放課後等デイサービスとの調整を図りつつ、日中の活動の場の充実を図ります。



## (9) 社会参加促進事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室等（「もりやまふれあいフェア」）開催事業や点字・声の広報等発行事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進していきます。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化芸術活動振興事業	人／年	500	525	550
点字・声の広報等発行事業	人／年	240	216	192

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

文化芸術活動振興事業については、「交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進」を施策として掲げ、今後も「もりやまふれあいフェア」の継続を予定しており、前期計画から引き続き、3年間をかけて500人から550人まで参加人数が増える見込として設定します。

また、点字・声の広報等発行事業は、前期計画期間では利用実績が減少しているため、見込量としては減少としていますが、今後も事業の継続と情報発信に努めます。

## (10) 入浴サービス事業

### ① 事業の内容

事業名	内容
入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや、送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

### ② 第6期障害福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入浴サービス事業	人日/年	1,142	1,482	1,923

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が大幅に増加しており、アンケート結果としても、高いニーズがあることから、見込量としては増加としています。

入浴サービス事業の利用者は年々増加傾向にあり、今後も一定の利用が見込まれることから、サービス事業所の確保を図る等、事業の継続実施に努めます。

## 5. 障害のある子どもを対象としたサービスの充実

### (1) 障害児通所支援

#### ① サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

#### ② 第2期障害児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	71	72	73
	人日/年	2,358	2,392	2,425
医療型児童発達支援	人/月	4	4	4
	人日/年	238	238	238
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/年	0	0	0

#### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

児童発達支援については、前期計画期間では利用実績が横ばいであり、アンケート結果としては、一定のニーズはあるものの、子どもの数が減少していることに鑑みて、見込量としては年間1人ずつの増加として設定します。

医療型児童発達支援については、前期計画期間の利用実績が少ないことから、過去3年間の平均を見込量として設定します。

市が事業実施している「あゆっ子教室」および民間の児童発達支援事業所、その他の発達支援に関する機関との連携や充実に努めます。また、圏域内における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保についても、検討を進めます。

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績はないため、利用見込みは横ばいとしています。

## (2) 放課後等デイサービス

### ① サービスの内容

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童・生徒の放課後等において療育を提供します。

### ② 第2期障害児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	220	231	243
	人日/年	29,852	31,344	32,973

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が大幅に増加しており、アンケート結果としても、高いニーズがあることから、見込量としては増加としていますが、利用が一定数に達したと考えられることから、緩やかに増加することが見込まれます。

今後も、利用の増加への対応とともに、質の向上を図るように努めます。

## (3) 保育所等訪問支援

### ① サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある乳幼児等、または今後利用する予定の障害のある乳幼児等が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

### ② 第2期障害児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人/月	10	11	13

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間の利用実績が増加していることから、見込量についても増加としています。

現在、市が実施している保育所等訪問支援を安定的に確保するとともに、支援が必要な乳幼児の療育を行います。また、職員からの相談にも応じ、園内での職員のスキルアップを図ります。

## (4) 障害児相談支援

### ① サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

### ② 第2期障害児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	201	218	236

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では利用実績が増加しており、アンケート結果としても、障害児を抱える保護者から最も高い要望として相談支援があることから、見込量としては増加としています。

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、市自立支援協議会と連携して研修を実施します。

## (5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### ① サービスの内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

### ② 第2期障害児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター 配置人数	人	0	0	1

### ③ 見込量確保の方策および今後の方向性

コーディネーターの配置については、市および圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関同士での連携方法等を明確にしたうえで、令和5年度までに最低1人の確保をめざして検討を進めます。

## 6. 施設整備についての見込み

### (1) 生活介護

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	175	185	195

生活介護は令和5年度までに月当たりの実利用人数が195人見込まれます。そのため、利用人数枠を令和2年度の157人から、195人まで38人分増加する必要があります。

現在、市内の生活介護事業所1施設当たり29人程度が利用(実利用者数229人/8事業所)しています。新設事業所の場合定員数が変動することから、1施設当たり15人程度の利用を見込み、生活介護利用者のうち市内受給者の占める割合は68.6%(157人/229人)であるため、同規模の施設が4か所必要となり、整備を進めます。

### (2) 共同生活援助

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	74	80	86

共同生活援助は令和5年度までに月当たりの実利用人数が86人見込まれます。そのため、利用人数枠を令和2年度の72人から86人まで14人分増加する必要があります。これを受け入れるためには、市内の共同生活援助サービスでは1施設当たり、7人程度(実利用者数57人/9事業所)を利用人数としており、そのうち市内受給者の占める割合は54.5%(36人/66人)であるため、同規模の施設が4か所必要となり、整備を進めます。

### (3) 放課後等デイサービス

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	220	231	243

放課後等デイサービスは令和5年度までに実利用人数が243人見込まれます。現状の月平均利用日数は12日(11.3日)であり、その利用日数を同等とした場合、利用人数枠を令和2年度の210人から243人まで33人分増加する必要があります。これを受け入れるためには、市内の放課後等デイサービスにおける1施設当たりの市内受給者の実利用者数は11人程度(実利用者数153人/15事業所)であることから、同規模の施設が新たに3か所必要であり、計18施設となります。(※市内受給者の市内施設利用率は、72.9%(153人/210人))

放課後等デイサービスの利用者は、18歳までであるため、当面は18施設を上限とした整備を進めます。

※上限値等については、国・県の動向や市の状況、利用者のニーズの変化等を勘案し適宜見直す場合があります。

## 7. 令和5年度の数値目標等の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数については、令和元年度末時点では1人となっているため、国の指針に基づいて算出される令和5年度末時点の目標値は、2人となります。

施設入所者数の削減については、令和元年度末時点の施設入所者数は33人となっているため、国の指針に基づいて算出される令和5年度末時点の目標値は、32人となります。

しかし、ヒアリング調査の結果や個別ケースの状況から、地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害のある人がいることを鑑み、国の指針に基づく成果目標については、達成が極めて困難であると考えます。

よって、目標値については現状を勘案し、施設入所者数については35人として設定します。さらに、目標値の達成については、個別のケースの状況を踏まえながら、柔軟に対応します。

<b>国の 基本指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上</u> <u>(県の考え方は2%以上)</u></li> <li>●<u>施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減</u> <u>(県の成果目標は平成28年度末の入所定員数を維持(県立施設を除く。))</u></li> </ul> <p>※継続入所者の数を除いて設定</p>
--------------------	--

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
施設入所者の地域生活への移行者数(人)	令和元年度末施設入所者の <u>6%以上</u>	1人	2人
施設入所者数(人)	令和元年度末の <u>-1.6%以上</u>	33人	35人



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築により、障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。そのための協議の場を湖南福祉圏域にて設置しており、今後も継続して協議しながら、実施に向けて取組を進めます。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者の精神病床から退院後の1年以内における平均生活日数(316日以上)</li> <li>●精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)</li> <li>●退院率: <u>入院後3か月69%以上、入院後6か月86%以上、1年時点:92%以上</u></li> </ul>
------------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
協議の場の設置数(か所)	保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域)を設置	1か所	1か所

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、現在湖南福祉圏域にて整備を検討している段階です。国の指針に基づいた5つの機能(相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の提供機能、専門的人材の確保・養成機能、地域の体制づくり機能)を有する拠点整備の検討を進め、令和5年度末までに1か所整備することを目標とします。なお、整備後は引き続き湖南福祉圏域の協議会にて、運用状況の検証を行います。

国の 基本指針	●各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する
------------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
地域生活支援拠点等の整備か所数(か所)	各市町村または各圏域に1つ以上を整備	0か所	1か所
圏域での地域生活支援拠点の運用状況の検証	年1回以上運用状況を検証および検討	設置の検討	1回以上の検証

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度末時点の移行者数は17人となっているため、令和5年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出される22人として設定します。

内訳は、就労移行支援事業の利用者からの移行者数については、令和元年度末時点の利用者数は9人となっているため、令和5年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出される12人として設定します。就労継続支援A型事業の利用者からの移行者数については、令和元年度末時点の利用者数は7人となっているため、令和5年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出される9人として設定します。就労継続支援B型事業の利用者からの移行者数については、令和元年度末時点の利用者数は1人となっているため、令和5年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出される2人として設定します。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、国の指針で全体の5割以上と定めることになっており、令和元年度実績値が87.5%なので、90%以上をめざします。

就労定着支援の1年後定着率については、国の指針に基づいて80%以上の事業所が全体の7割以上として設定します。

<b>国の 基本指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般就労への移行者数：令和元年度の <u>1.27 倍以上</u></li> <li>●就労移行支援事業利用者からの移行者数：令和元年度の <u>1.30 倍以上</u></li> <li>●就労継続支援A型事業利用者からの移行者数：令和元年度の <u>1.26 倍以上</u></li> <li>●就労継続支援B型事業利用者からの移行者数：令和元年度の <u>1.23 倍以上</u></li> <li>●移行率3割以上の就労移行支援事業所：<u>5割以上</u></li> <li>●就労定着支援1年後の就労定着率：<u>80%以上の事業所が全体の7割以上</u></li> </ul>
--------------------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	令和元年度の <u>1.27 倍以上</u>	17人	22人
就労移行支援事業の利用者からの移行者数（人）	令和元年度の <u>1.30 倍以上</u>	9人	12人
就労継続支援A型事業利用者からの移行者数（人）	令和元年度の <u>1.26 倍以上</u>	7人	9人
就労継続支援B型事業利用者からの移行者数（人）	令和元年度の <u>1.23 倍以上</u>	1人	2人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合（%）	全体の <u>5割以上</u>	87.5%	90%以上
就労定着支援1年後定着率（%）	<u>80%以上の事業所が全体の7割以上</u>	—	70%以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、現在市内に1か所設置されているため、目標を達成しています。

保育所等訪問支援事業所についても、現在市内に2か所設置されているため、目標を達成しています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する放課後等デイサービス事業所が4か所ありますが、定員を上回る利用希望があるため、さらに令和5年度末までに、児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上、放課後等デイサービス事業所を少なくとも4か所以上を継続して市内または圏域で確保することを目標とします。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、圏域での設置を目標とします。

<b>国の 基本指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援センターを<b>各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置</b></li> <li>●保育所等訪問支援を利用できる体制を<b>各市町村で構築</b></li> <li>●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を<b>各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保</b></li> <li>●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置およびコーディネーターを配置（令和5年度末まで）</li> </ul>
--------------------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度実績値	令和5年度目標値
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを <b>各市町村に少なくとも1か所設置</b>	1か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援を利用できる体制を <b>各市町村で構築</b>	構築済	維持
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を <b>各市町村または圏域に少なくとも1か所確保</b>	4か所 (放課後等デイサービス事業所)	放課後等デイサービス事業所 4か所以上 児童発達支援事業所 1か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置およびコーディネーターの配置（令和5年度末まで）	—	圏域で設置を検討

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援機関の設置については、基幹相談支援センターがその機能を担っているため、整備済みとして相談支援体制の強化を図ります。

地域の相談支援体制の強化としては、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数については156件、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数ならびに地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数については6件・6回として目標を設定します。

主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数については、令和元年度は相談支援専門員が20人で489人分の相談支援サービスの対応をしているため、相談支援専門員1人当たりの年間対応件数は約25人となります。この対応件数を継続して、すべてのサービス受給者に計画相談支援サービスを提供する場合、現状811人分の対応が必要なため33人の相談支援専門員が少なくとも必要となります。このため、令和5年度までに33人として目標を設定します。

<b>国の 基本指針</b>	●各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
--------------------	--

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
総合的・専門的な相談支援機関の設置	各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	1か所
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	156件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回
計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	20人	33人

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修への市町村職員の参加人数は、2人以上の参加を目標として設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数については、毎月2回通年で実施しているため、24回を目標として設定します。

国の 基本指針	●障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
------------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	2人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数	24回	24回

# 第6章 計画の推進体制

## 1. 計画の進捗状況の管理・評価

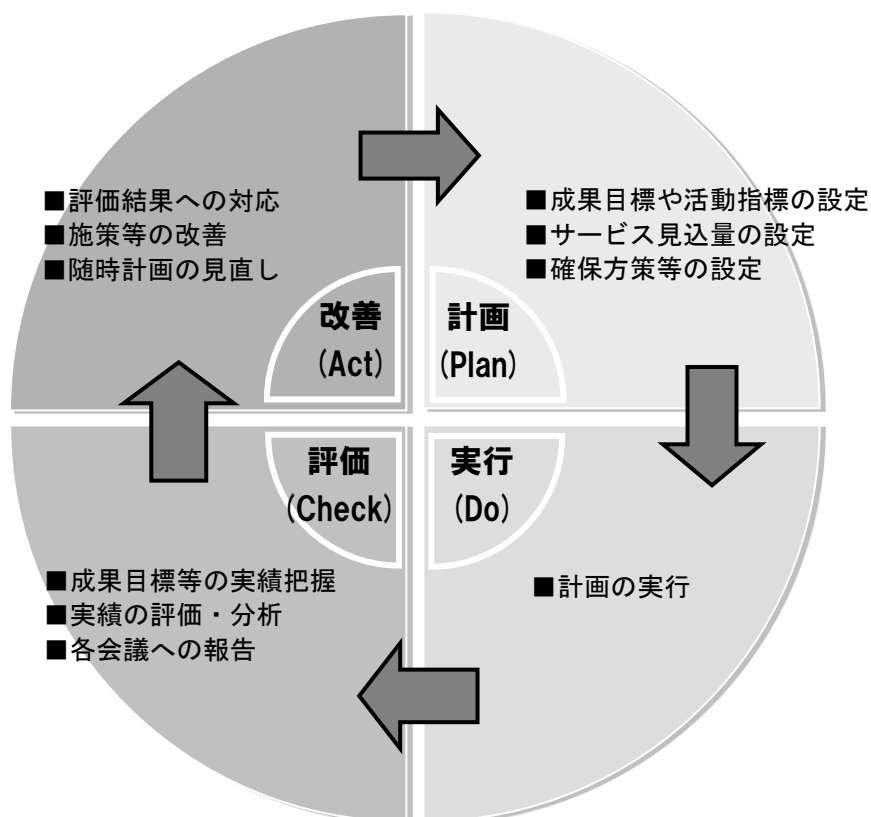
### (1) PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直しの実施

本計画においては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、定期的に計画の内容の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、本計画に基づく施策について「守山市障害者施策推進協議会」において、計画の評価を行い、本計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進します。加えて、庁内において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

#### ○●PDCAサイクルとは●○

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行に当たり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



## (2) 関連機関との連携

本計画に含まれる分野は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等の様々な分野にわたっています。そのため、健康福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

## 2. 関連する計画の推進

本計画の上位計画である「守山市総合計画」をはじめ、「守山市地域福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、福祉、保健、教育、市民活動、まちづくり等の関連計画との整合性を図り、推進していきます。

## 3. 関係機関・団体との連携

### (1) 市民や関係機関との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、福祉サービスの提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

市民・関係機関との連携



## **(2) 地域自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携**

---

本計画の総合的な推進のためには、保健、医療、福祉、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。市自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等で障害のある人のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

## **(3) 国・県・湖南福祉圏域各市との連携**

---

障害者施策推進のためには、国や県、湖南福祉圏域各市との連携が必要です。国、県や湖南福祉圏域各市との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。



# 資料編

## 1. 計画策定の経過

年月日	調査・会議名等	内容
令和2年1月	当事者アンケートの実施	■当事者への障害福祉施策や障害福祉サービスのニーズを測るアンケート調査
令和2年7月	第1回 障害者施策推進協議会	■本市次期計画における策定に向けた方針の確定 ■障害福祉関係団体へのヒアリング調査内容の再検討 ■今後における策定までの協議の進め方
令和2年 7月22日～ 8月7日	もりやま障害福祉プラン 2018 検証	■基本施策に基づく取組の検証
	障害福祉関係団体(支援者等)ヒアリング実施	■障害者に関わる活動団体の現状と課題、今後の意向等を把握するヒアリング調査
令和2年9月	第2回 障害者施策推進協議会 (新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催)	■障害福祉関係団体ヒアリング結果の報告 ■もりやま障害福祉プラン 2021 骨子案についての協議 ■骨子(基本理念、基本目標、重点的な取組等)
令和2年10月	次期プランにおける取組 検討およびサービス等見 込量算定	■新たな基本施策に基づく取組を各課へ照会 ■障害福祉サービス等の見込量を算定 ■上記の結果を障害福祉課がとりまとめ
令和2年12月	第3回 障害者施策推進協議会	■骨子に基づく取組案、障害福祉サービス等見込量案の報告 ■もりやま障害福祉プラン 2021 原案についての協議 ■パブリックコメント・市民説明会開催予定について
令和3年 1月15日～ 2月5日	パブリックコメントの実施	■ホームページや役所等にて実施。 ■1月16日(於生涯学習・教育支援センター<エルセンター>)、1月20日(於速野会館)にて市民説明会を実施
令和3年3月	第4回 障害者施策推進協議会 (新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催)	■パブリックコメント手続きの結果説明 ■計画案の確認

## 2. 条例

### 守山市障害者施策推進協議会条例

平成6年3月31日

条例第7号

改正 平成8年3月29日条例第2号

平成12年3月28日条例第2号

平成17年3月29日条例第1号

平成17年3月29日条例第12号

平成18年3月30日条例第19号

平成23年12月21日条例第22号

(設置)

第1条 本市における障害者の自立および社会参加の支援等について総合的な施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、守山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平17条例12・平23条例22・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議およびその施策の実施状況の監視
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議
- (3) その他障害者に関する施策について必要な事項の調査審議

(平23条例22・全改)

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 社会福祉関係の代表者
- (4) 企業関係の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平8条例2・平12条例2・平17条例1・平18条例19・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成8年3月29日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月28日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月29日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日から施行する。

付 則(平成18年3月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成23年12月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第66号で平成24年9月1日から施行)

### 3. 障害者施策推進協議会委員名簿

No.	団体・機関名	役職	氏名
1	龍谷大学	教授	栗田 修司
2	守山野洲医師会	医師	福田 正悟
3	守山市自治連合会	自治連合会長	沢井 進一
4	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	北川 良子
5	守山市通所施設連絡協議会	会長	八代 直人
6	社会福祉法人湖南会障害者支援施設蛍の里	所長	松並 卓見
7	守山市社会福祉協議会	事務局長	木村 芳次
8	守山市身体障害者連合会		津田 貞子
9	守山市手をつなぐ育成会	事務局次長	高野 治美
10	守山市精神障がい者家族会	会長	大幡 道弘
11	守山商工会議所	専務理事	田中 良信
12	部落解放同盟矢島支部		玉川 功
13	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）	次長	黒橋 真奈美

(敬称略)

## 4. 用語解説

※ここでは、本文中、\*印の付いた言葉について解説しています。言葉の末尾の【 】内の数字は初出のページ番号を表します。  
(ただし、見出しにて初出の場合は、本文中で初出のページ番号を記載しています。)

### あ

#### アウトリーチ【P69】

援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

#### あんしん・なっとく委員会【P57】

福祉サービスについての苦情を適切に解決するため、社会福祉法の第83条に基づき全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の滋賀県における通称。福祉サービスの苦情について、相談を受け付け、解決に向けて助言を行う。

#### いきいき支援員【P70】

障害のある児童生徒が、学習活動上および学校生活上の困難さを軽減するため、きめ細やかな指導等の支援を行う者。市の採用により各小中学校に配置される。

#### 育成医療【P53】

児童福祉法に規定する障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等(口蓋裂形成術、脊椎側彎症形成術等)の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

#### 医療的ケア【P41】

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

#### インクルーシブ教育【P31】

障害のある人とない人がともに学ぶこと。障害のある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

#### オストメイトトイレ【P78】

人工肛門や人工膀胱を持っている方が排泄物の処理等を行うことができるトイレ。

### か

#### 強度行動障害【P52】

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

## ケアマネジメント【P57】

障害のある人の地域における生活支援をするために、利用者全般にわたるニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結び付け、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。

## ゲートキーパー【P60】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や保健推進委員、ボランティアなど、様々な人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

## 権利擁護【P1】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

## 更生医療【P53】

身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療（人工関節置換術、人工透析等）によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

## 合理的配慮【P2】

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー

化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

# さ

## サービス調整会議【P52】

福祉圏域において県・市町・福祉事務所・福祉施設等の職員が構成メンバーとなって、障害のある人（児童）のニーズ把握や処遇検討、サービス開発などを実施し、地域ケアマネジメントの中心的機能を持つ機関。「障害者自立支援法」の施行に伴い、このサービス調整会議を地域自立支援協議会として位置づけている。

## 支援費制度【P1】

平成15年4月から導入された制度。自治体がサービスの利用先や内容を決定していた、それまでの措置制度とは違い、障害のある人の自己決定に基づき事業所との契約に基づきサービスを利用する制度。平成18年4月に障害者自立支援法へ移行した。

## 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例【P3】

障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした条例。令和元年10月1日に施行。

### **事業協同組合等算定特例【P63】**

中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業共同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で、障害のある人の実雇用率の通算が可能となる。

### **指定特定相談支援事業所【P57】**

サービス等利用計画の作成にあたり、市町村が指定する事業所。

### **自閉症スペクトラム【P21】**

従来の自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害等の分類について、個別の障害としてではなく連続体（スペクトラム）として捉えた考え方。ASD と略称で呼ばれることも多い。

### **障害者週間【P43】**

障害福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、「障害者基本法」により毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めている。

### **障害者職業センター【P61】**

身体・知的・精神障害のある人に対して、職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行う施設。事業主には、障害のある人たちの受け入れや雇用管理についてのアドバイスなどの支援を、ハローワークや関係機関と協力して行っている。

### **障害者生活支援センター【P99】**

障害のある人に対し、サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談および情報の提供等を総合的に行うことにより、障害のある人やその家族の地域における生活を支援するセンター。

### **障害者のための国際シンボルマーク【P44】**

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマーク。すべての障害のある人を対象としており、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められている。

### **自立支援協議会【P41】**

障害のある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

### **スーパーバイザー【P67】**

監督者や管理者のこと。福祉分野においては、支援業務を行う職員への支援・指導・教育・評価などを行う役割を担う人のことを指す。

### **精神障害者通院医療費公費負担【P18】**

統合失調症などの精神疾患があり、医師が通院治療の必要があると認めた際、精神科の通院に関わる治療費や薬代などの医療費を健康保険と公費で負担する制度で、「障害者自立支援法」の施行に伴い自立支援医療に統合。

### **成年後見制度【P5】**

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人など）を保護するための制度。各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度がある。

### **せんせい応援プログラム【P67】**

市関係課が連携し、特別支援教育に携わる教職員等の資質向上を目的に、研修等を行うプログラム。

### **総合的な学習【P50】**

児童生徒が変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決していく資質や能力を育てることをねらいとする学習活動。

### **措置制度【P1】**

サービスの利用を希望する人に対して自治体が行政処分として利用の可否を審査し、サービスの利用先や内容の決定を行うことを措置制度といい、平成15年4月から支援費制度に移行した。

## **た**

### **だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例【P52】**

だれもが住みたくなる福祉のまちづくりに関し県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進するための条例。平成6年10月に制定された「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を平成17年4月に改正し、名称変更。

### **地域包括ケアシステム【P73】**

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・

リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

### **地域包括支援センター【P54】**

高齢者一人ひとりの介護予防サービスを適切に確保し、予防対策を図るとともに、要介護状態となった場合も支援できる中核機関。本市では、高齢者だけでなく、障害や児童の相談にも応じ、適切な担当課につないでいる。

### **聴覚障害者メール中継サービス【P45】**

聴覚・言語機能に障害のある人が、早急に相手先へ連絡をする必要が生じた場合、メール中継専用アドレスに連絡したい内容を送信し、障害福祉課がその内容を相手先に伝えるサービス。

### **手をつなぐえんぴつ販売【P71】**

障害の有無に関わらず、学齢期の早い段階から子どもたちの心のつながりを築くため、障害のある人とその家族や関係者等で構成される団体が取り組む活動。

### **特別支援加配【P20】**

発達障害や自閉症等により、特に支援が必要と認められる子どもに対して職員を通常より多く配置すること。

### **特別支援教育コーディネーター【P70】**

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。



### 特例子会社制度【P63】

障害のある人の雇用の促進および安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

### トライアル雇用制度【P62】

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

## な

### 日常生活自立支援事業【P57】

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、行政手続き等や金銭管理等の支援を行う事業。

### NET119 緊急通報システム【P45】

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に消防への通報を行えるにするシステム。通報用Webサイトに必要な情報を入力することで消防本部へ通報が繋がる。

## は

### 働き・暮らし応援センター【P41】

滋賀県と各福祉圏域の市町が協働して実施する事業。障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを把握し、地域に密着した就労支援を進める拠点。センターには、障害者就業・生活支援センターの「雇用支援ワーカー」、「生活支援ワーカー」に加え、就労先を開拓する「職場開拓員」、就労後の職場定着を支援する「就労サポーター」を配置する。

### 避難行動要支援者名簿【P56】

災害対策基本法および守山市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することを目的に、避難行動に支援を要する人の名簿を作成し、避難支援関係者への名簿の提供を行う。

### 福祉圏域【P4】

県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を7つのブロック（大津、湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西の計7福祉圏域）に分けている。

### 福祉的就労【P61】

障害のため、働く機会が得られない障害のある人の「働く権利」を保障する場。障害福祉サービス事業所などを指すことが多い。

### 福祉避難所【P35】

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

## ヘルプマーク【P44】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

## 放課後児童クラブ【P67】

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用し、その育成・指導、遊びによる発達の助成等のサービスを行うもの。

## 法定雇用率【P2】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべき義務づけられた障害のある人の雇用割合。

## 補装具【P51】

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

## ま

## 見守り活動支援制度【P48】

地域が、定期的な見守りを必要とする者に対して、日常的な交流を深めることで緊急時の円滑な支援体制や地域ぐるみの見守り支え合い体制の構築を目的とした活動を指す。

## 耳マーク【P44】

中途失聴・難聴者等で手話を使えない人にとって、筆談はコミュニケーションをとる最も有効な手段であることから、聴覚に障害のあることを相手に理解してもらい筆談しやすくすることを目的に、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会で考案されたシンボルマーク。

## 民生委員・児童委員【P7】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行う。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

## ら

## ライフステージ【P7】

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

## わ

## ワンストップ【P32】

行政への相談や手続き等の際に、複数の窓口にまたがっていた行程を、一つの窓口で行えるようにする仕組みのこと。ワンストップ・サービスともいう。

もりやま障害福祉プラン 2021  
(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

---

発行年月：令和3年3月

発行：守山市 健康福祉部 障害福祉課  
〒524-0013 滋賀県守山市下之郷3丁目2番5号  
守山市福祉保健センター（すこやかセンター）内  
TEL：(077) 582-1168 FAX：(077) 581-0203

---